

第7期 喜多方市障がい福祉計画

第3期 喜多方市障がい児福祉計画



共に支えあい、だれもが安心して
生活できる地域共生社会の実現

令和6年3月

喜 多 方 市

「共に支えあい、だれもが安心して

生活できる地域共生社会の実現」に向けて

本市では、平成 29 年 3 月に障がい者のための施策に関する基本的な方向性を示す「第 3 次喜多方市障がい者計画」、令和 2 年 3 月に障がい福祉サービス等の見込み量・提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を図るための確保策を定める「第 6 期喜多方市障がい福祉計画・第 2 期喜多方市障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある方が地域で自立した生活が送れるよう、これまで様々な取り組みを進めてまいりました。



一方、国においては、令和元年 6 月に「読書バリアフリー法」が施行されたほか、令和 2 年 4 月に「障害者雇用促進法」の改正、令和 3 年 5 月に「障害者差別解消法」の改正、令和 5 年 3 月には「第 5 次障害者基本計画」が策定となり、障がいのある方を取り巻く環境は大きく変化してきました。

こうした背景の中、国等の制度改正や社会情勢の変化に対応し、本市の障がい福祉施策を総合的に推進していくため、「第 4 次喜多方市障がい者計画」、「第 7 期喜多方市障がい福祉計画・第 3 期喜多方市障がい児福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、前計画の基本理念である「共に支えあい、だれもが安心して生活できる地域社会の実現」を継承し、障がいのある方が地域の一員として、住み慣れた地域で、自分らしく、こころ豊かに暮らすことができるまちを目指しており、障がい福祉施策のより一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたりまして、アンケート調査等にご協力をいただいた障がい者の方をはじめ多くの市民の皆様、そしてご意見ご協力をいただいた障がい者団体の皆様、喜多方市障害者施策推進協議会委員及び喜多方市地域自立支援協議会委員の皆様方に心より感謝を申し上げます。

令和 6 年 3 月

喜多方市長 遠藤 忠一

目次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の位置づけ	4
第3節 計画の期間	5
第4節 策定の手法	5
第5節 国の基本指針の見直しについて	6
第2章 喜多方市の障がい者を取り巻く現状	8
第1節 統計からみた喜多方市の現状	8
第2節 アンケート調査結果の概要	22
第3章 計画の方向性	46
第1節 基本理念	46
第2節 計画の視点	47
第3節 計画の基本的な考え方	48
第4節 本計画推進に向けた重点施策	49
第4章 障がい福祉計画	50
第1節 成果目標の設定	50
第2節 障がい福祉計画の事業展開	54
第5章 障がい児福祉計画	70
第1節 成果目標の設定	70
第2節 障がい児福祉計画の事業展開	72
第6章 計画の推進にあたって	75
第1節 障がい福祉サービス等の円滑な提供のための方策	75
第2節 計画の推進体制	76
第3節 計画の進行管理体制	77
資料編	78
1 計画策定の経過	78

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

わが国では、平成23年6月に「障害者虐待防止法」が制定されたほか、同年8月には「障害者基本法」の改正、平成24年6月には「障害者総合支援法」と「障害者優先調達推進法」の制定、平成25年6月には「障害者差別解消法」の制定がされ、さらに、同年9月には「障害者基本計画（第3次）」が策定されました。

その後、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）を批准し、これまで進められてきた障がい福祉の制度改革と、それに必要な法制度の整備がさらに加速しました。

このような動向を受け、本市においても、これまで「喜多方市障がい者計画」や「喜多方市障がい福祉計画」、「喜多方市障がい児福祉計画」を策定し、「喜多方市総合計画」及び関連する本市の計画との整合性に配慮しながら、障がいのある方が地域で自立した生活が送れるよう、さまざまな取り組みを進めてきたところです。

このたび、「第3次喜多方市障がい者計画」、「第6期喜多方市障がい福祉計画」、「第2期喜多方市障がい児福祉計画」のいずれもが目標年度の令和5年度を迎えました。そのため、新たに令和11年度を目標年度とする「第4次喜多方市障がい者計画」、令和8年度を目標年度とする「第7期喜多方市障がい福祉計画」と「第3期喜多方市障がい児福祉計画」を策定し、これまでの計画の成果を踏まえつつ、共に支えあい誰もが安心して生活できる地域共生社会の実現を目指した取り組みの深化を進めるものです。

■「障がい」の表記について

- (1) 「障害」の「害」の字が持つマイナスのイメージや当事者の方への配慮から、法律名や固有名詞を除き、「障がい」と表記しています。
- (2) 法律や条例等の名称、団体の名称、施設の名称、催し物の名称、行政の担当課の名称等については、そのまま「障害」と表記しています。

■「障がい者」及び「障がいのある方」の表記について

- (1) 原則として、当事者を表す言葉としては、「障がいのある方」と表記しています。
- (2) 「障がいのある方」と表記することが難しい場合は、「障がい者」と表記しています。

障がい福祉に関する国の動向

年	主な動き
平成 23 年	○「障害者基本法」の改正・施行 ・社会的障壁の除去、差別の禁止、合理的配慮、教育・選挙における配慮の規定など
平成 24 年	○「障害者虐待防止法」の施行 ・通報義務、立ち入り調査権を規定など
平成 25 年	○「障害者総合支援法」の改正・施行 ・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加など ○「障害者優先調達推進法」の施行 ・障がい者就労施設等から優先的に物品等を調達、調達方針の策定など ○「第 3 次障害者基本計画」の策定 ・基本原則の見直し、障がい者の自己決定権の尊重を明記など
平成 26 年	○「障害者権利条約」を批准 ○「障害者総合支援法」の改正・施行 ・障がい支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助の一元化など
平成 28 年	○「障害者差別解消法」の施行 ・差別の禁止、合理的配慮の提供、自治体の差別解消の取り組みなど ○「障害者雇用促進法」の改正・施行 ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務など ○「成年後見制度利用促進法」の施行 ・利用促進委員会等の設置、利用促進に関する施策など 「発達障害者支援法」の改正・施行 ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築など
平成 30 年	○「第 4 次障害者基本計画」の策定 ・社会的障壁の除去、障害者権利条約との整合性の確保、障がい者差別の解消、成果目標の充実 ○「障害者総合支援法」、「児童福祉法」の改正・施行 ・障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保と向上への環境整備など ○「障害者文化芸術活動推進法」の施行 ・障がい者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保など ○「ユニバーサル社会実現推進法」の施行 ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進

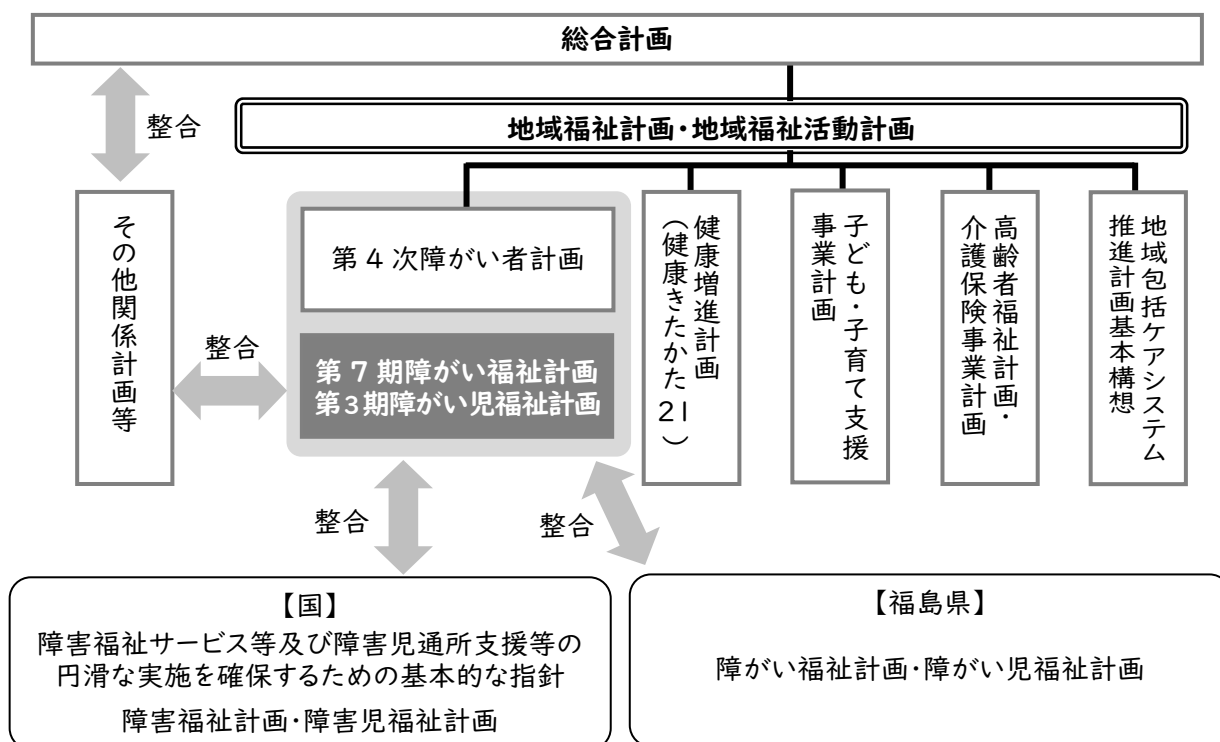
年	主な動き
令和元年	○「読書バリアフリー法」の施行 ・視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する施策の策定と実施
令和2年	○「障害者雇用促進法」の改正・施行 ・地方公共団体に障害者活躍推進計画策定義務化、特定短時間労働者雇用事業主に対する特例給付金の支給
令和3年	○「障害者差別解消法」の改正 ・事業者による障がい者への合理的配慮の提供が義務化
令和4年	○「障害者総合支援法」の改正 ・障がい者等の地域生活や就労の支援の強化など
令和5年	○「第5次障害者基本計画」の策定 ・意思決定支援の推進、相談支援体制の構築など

第2節 計画の位置づけ

「喜多方市障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく、障がいのある方のための施策に関する基本的な事項を定めた「市町村障害者計画」です。

また、「喜多方市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」、「喜多方市障がい児福祉計画」は児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけられるものであり、本市における障がい福祉サービス等の見込み量・提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を図るための確保策を定める計画です。これらの計画は、「喜多方市総合計画」と「喜多方市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を上位計画とし、各種関連計画、国・県の方針との整合性を図りながら策定しました。

■総合計画など各行政計画との関係図



■障がい者施策に関する各種計画の概要

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20第1項)
内容	障がい者施策の基本的方向について定める計画	障がい福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画(3年1期)	障がい児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画(3年1期)

第3節 計画の期間

「第4次喜多方市障がい者計画」の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6か年とします。

また、「第7期喜多方市障がい福祉計画」及び「第3期喜多方市障がい児福祉計画」の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
障がい者計画	第3次	第4次					
障がい福祉 計画	第6期	第7期			第8期（次期計画）		
障がい児福祉 計画	第2期	第3期			第4期（次期計画）		

第4節 策定の手法

（1）各種会議等での検討

計画の策定にあたって、アンケート調査の実施内容や調査結果、計画の内容などを「喜多方市地域自立支援協議会」と「喜多方市障害者施策推進協議会」で検討しました。

（2）アンケート調査の実施

障がいのある方の生活状況や障がい福祉サービスへのニーズ、障がい福祉に対する市民の意識を把握するために、アンケート調査を実施しました。

（3）これまでの計画の評価・検証の実施

現行の計画での各施策や事業に関する事項について、庁内の関係各課や各関係機関の協力を得て、施策の進捗状況等を確認し、その評価と検証を実施しました。

第5節 国の基本指針の見直しについて

第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に係る基本指針の見直しのポイントは以下のとおりです。これらを踏まえ、本計画を策定します。

■見直しのポイント

(1) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- 重度障がい者等への支援など、地域のニーズへの対応
- 強度行動障がい者を有する者への支援体制の充実
- 地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
- 地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備促進
- グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がい者等の相談支援業務に関して市町村での実施体制を整える重要性和当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性の追記
- 都道府県は、医療計画との整合性に留意して計画を策定することを追記

(3) 福祉就労から一般就労への移行等

- 一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定等
- 就労選択支援の創設への対応
- 一般就労中の就労系障がい福祉サービスの一時的利用に係る法改正への対応
- 地域における障がい者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取り組み

(4) 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- 市町村での重層的な障がい児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援
- 地域におけるインクルージョンの推進
- 都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保や、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取り組みの推進
- 地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築
- 障がい児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進

(5) 発達障がい者等支援の一層の充実

- 市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実
- 市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施養成者の推進
- 発達障がい者地域支援マネージャーの地域支援機能の強化、強度行動障がいやひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進

(6) 地域における相談支援体制の充実強化

- 基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの推進
- 「地域づくり」に向けた協議会の活性化

(7) 障がい者等に対する虐待の防止

- 障がい福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、責任者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進

(8) 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

- 社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、市町村による包括的な支援体制の構築の推進

(9) 障がい福祉サービスの質の確保

- 障がい福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実
- 都道府県による相談支援専門員、主任相談支援専門員及びサービス管理責任者等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施

(10) 障がい福祉人材の確保・定着

- ＩＣＴやロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化や職場環境の整備の推進

(11) よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定

- データに基づいた、地域における障がい福祉の状況の正確な把握
- 障がい者（児）にとって身近な地域で支援が受けられるよう事業所整備を進める観点からの、よりきめ細かなニーズ把握

(12) 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- 障がい特性に配慮した意思疎通支援及び支援者の養成等の促進

第2章 喜多方市の障がい者を取り巻く現状

第1節 統計からみた喜多方市の現状

(1) 人口と世帯の推移

本市の総人口は、令和2年に44,760人となっており、年々減少傾向にあります。

年齢3区分別の人口推移をみると、年少人口と生産年齢人口の比率が低下していく一方で、老年人口の比率が高まりつつあります。令和2年の総人口に占める老年人口の割合は36.8%となっており、少子高齢化が進行している状況です。

また、世帯数についてみると、こちらも総人口と同様に減少傾向にあり、令和2年には、16,049世帯となっています。1世帯あたりの世帯員数は2.8人であり、これからも世帯員の少人数化が進んでいくものと思われます。

■人口の推移

単位：人、世帯、%

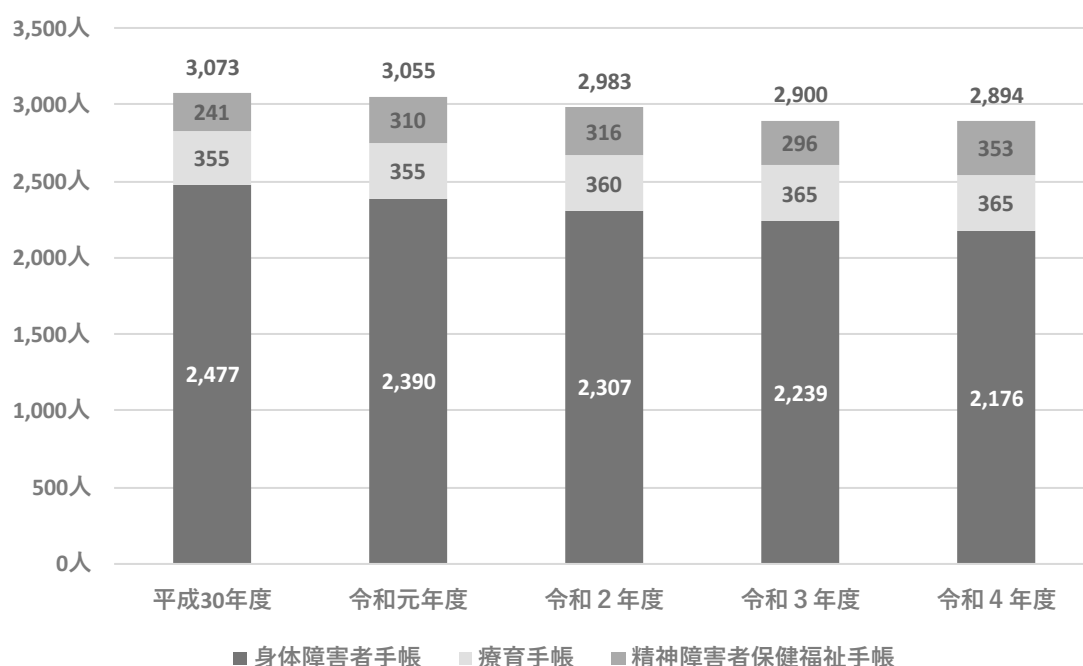
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	58,571	56,396	52,356	49,377	44,760
0～14歳	9,168	8,000	6,560	5,619	4,905
年少人口比	15.7	14.2	12.5	11.4	11.0
15～64歳	33,749	31,752	29,232	25,951	23,376
生産年齢人口比	57.6	56.3	55.8	52.6	52.2
65歳以上	15,654	16,600	16,459	16,674	16,479
老年人口比	26.7	29.4	31.4	33.8	36.8
世帯数	17,275	17,389	16,983	16,752	16,049
1世帯当たりの人数	3.4	3.2	3.1	2.9	2.8

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

（２）障害者手帳所持者の推移

令和４年度の本市の障害者手帳の所持者数は、2,894 人となっており、その内訳をみると、身体障害者手帳所持者が 2,176 人、療育手帳所持者が 365 人、精神障害者保健福祉手帳所持者が 353 人となっています。平成 30 年度と比較すると、障害者手帳所持者は 179 人減少しています。

■ 障害者手帳所持者数



単位：人、％

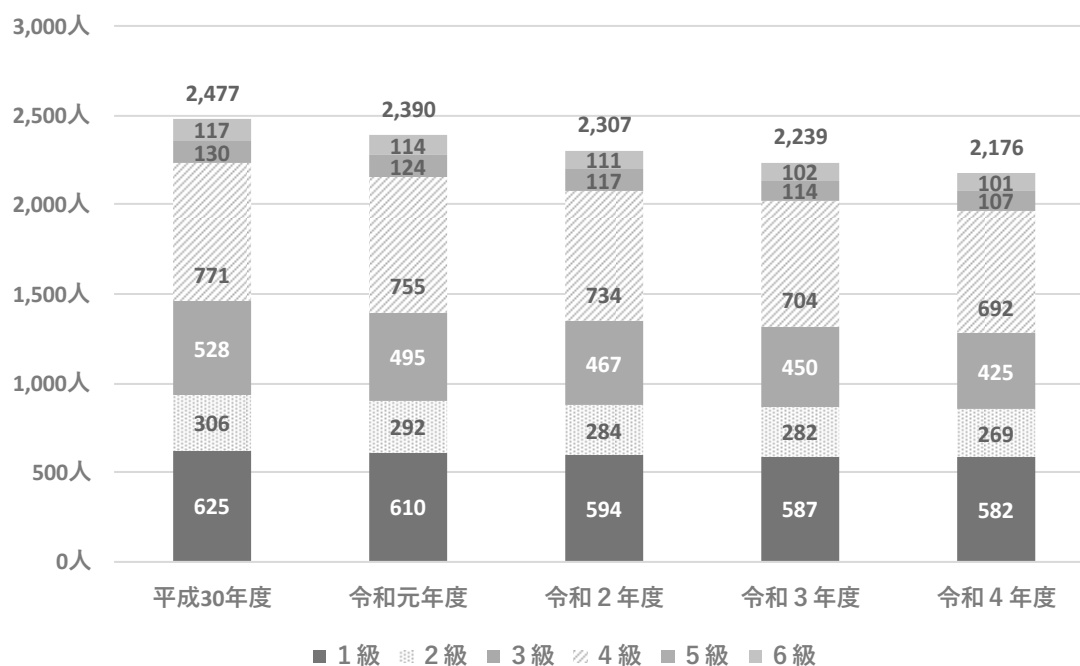
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
身体障害者手帳	2,477	2,390	2,307	2,239	2,176
療育手帳	355	355	360	365	365
精神障害者保健福祉手帳	241	310	316	296	353
手帳所持者合計	3,073	3,055	2,983	2,900	2,894
総人口	47,719	47,011	46,352	45,683	44,794
総人口比	6.4	6.5	6.4	6.3	6.5

資料：社会福祉課、住民基本台帳（各年度末現在）

(3) 身体障がい者の推移

令和4年度の身体障がい者数は2,176人となっています。等級別では4級が692人で最も多く、次いで、1級が582人、3級が425人、2級が269人となっています。

■障がい等級別身体障がい者



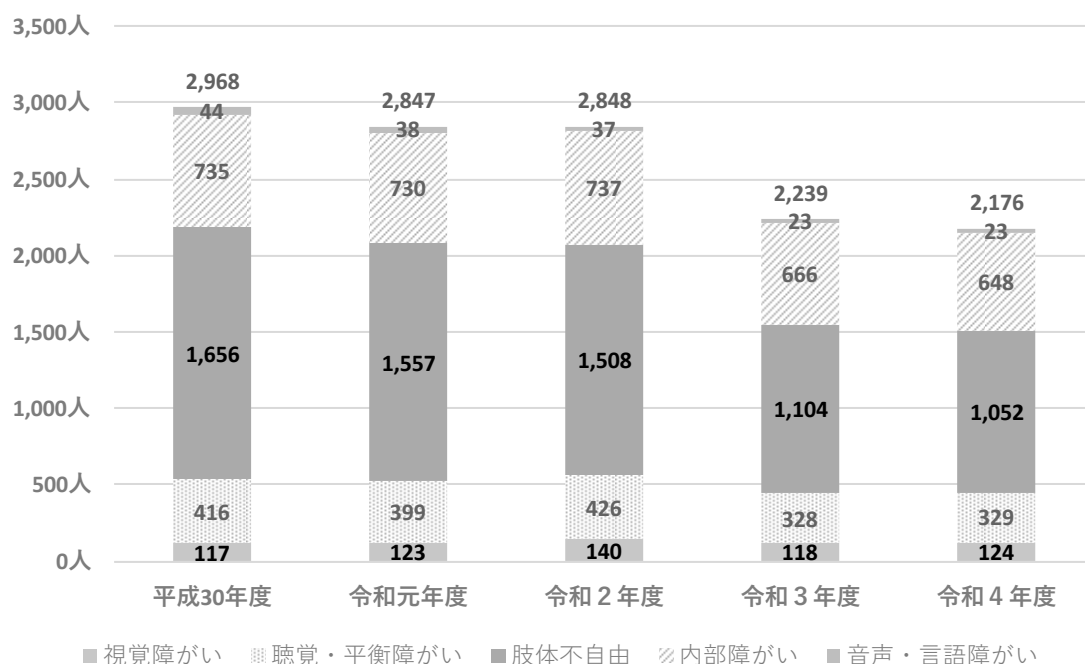
単位：人

等級	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 級	625	610	594	587	582
2 級	306	292	284	282	269
3 級	528	495	467	450	425
4 級	771	755	734	704	692
5 級	130	124	117	114	107
6 級	117	114	111	102	101
合計	2,477	2,390	2,307	2,239	2,176

資料：社会福祉課（各年度末現在）

また、身体障がい者について、その障がいの種類別にみると、令和4年度は肢体不自由が1,052人で最も多く、次いで内部障がいが648人、聴覚・平衡障がいが329人となっており、肢体不自由と内部障がいですべての約8割を占めています。

■ 部位別身体障害者手帳所持者数（重複所持あり）



単位：人

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
視覚障がい	117	123	140	118	124
聴覚・平衡障がい	416	399	426	328	329
肢体不自由	1,656	1,557	1,508	1,104	1,052
内部障がい	735	730	737	666	648
音声・言語障がい	44	38	37	23	23
合計	2,968	2,847	2,848	2,239	2,176

資料：社会福祉課（各年度末現在）

身体障がい者数を年齢別にみると、18歳未満は16人、18歳～64歳が373人、65歳以上が1,787人と、65歳以上が8割以上を占めており、知的障がい者や精神障がい者と比較して多くなっています。

18歳未満と18歳～64歳では1級の占める人数が多く、それぞれ9人、158人となっています。65歳以上では4級が最も多く、627人となっています。

■年齢別身体障がい者数（令和4年度末現在）

単位：人

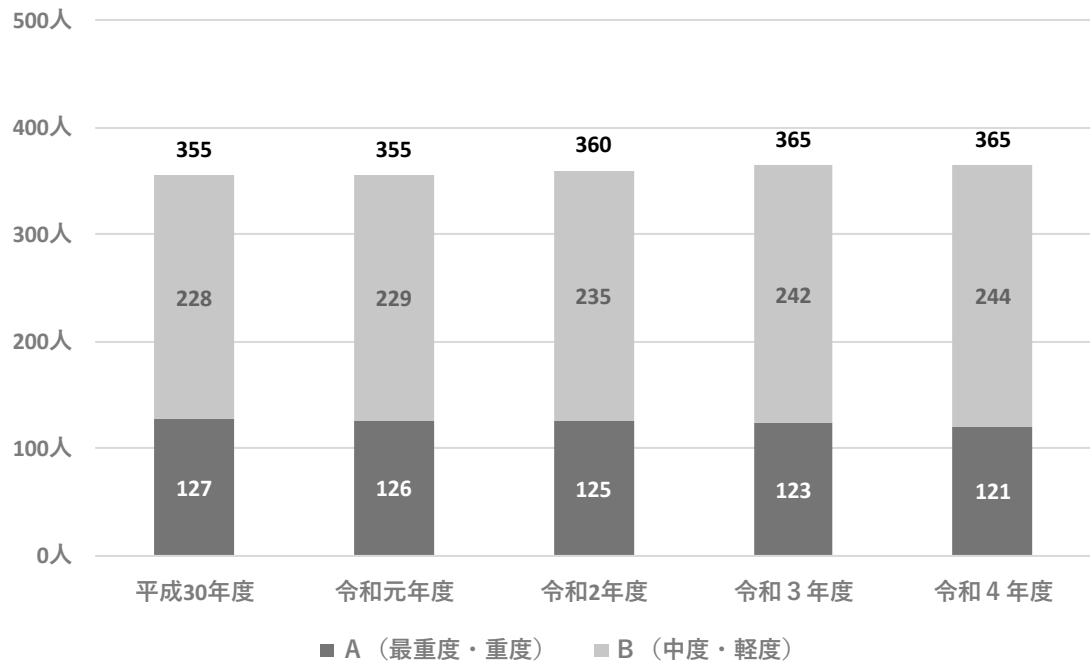
等級	18歳未満	18歳～64歳	65歳以上	合計
1級	9	158	415	582
2級	3	59	207	269
3級	3	49	373	425
4級	1	64	627	692
5級	0	19	88	107
6級	0	24	77	101
合計	16	373	1,787	2,176

資料：社会福祉課

（４）知的障がい者の推移

令和４年度の知的障がい者数は３６５人と、平成３０年度の３５５人と比較して１０人増えています。等級別にみると、Ａ（最重度・重度）はほぼ横ばいですが、Ｂ（中度・軽度）はわずかに増えています。

■等級別療育手帳所持者数



単位：人

等級	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A（最重度・重度）	127	126	125	123	121
B（中度・軽度）	228	229	235	242	244
合計	355	355	360	365	365

資料：社会福祉課（各年度末現在）

知的障がい者を年齢別にみると、18 歳未満が 68 人と全体の約 2 割を占めており、身体障がい者や精神障がい者と比較して多くなっています。

■年齢層別知的障がい者数（令和 4 年度末現在）

単位：人

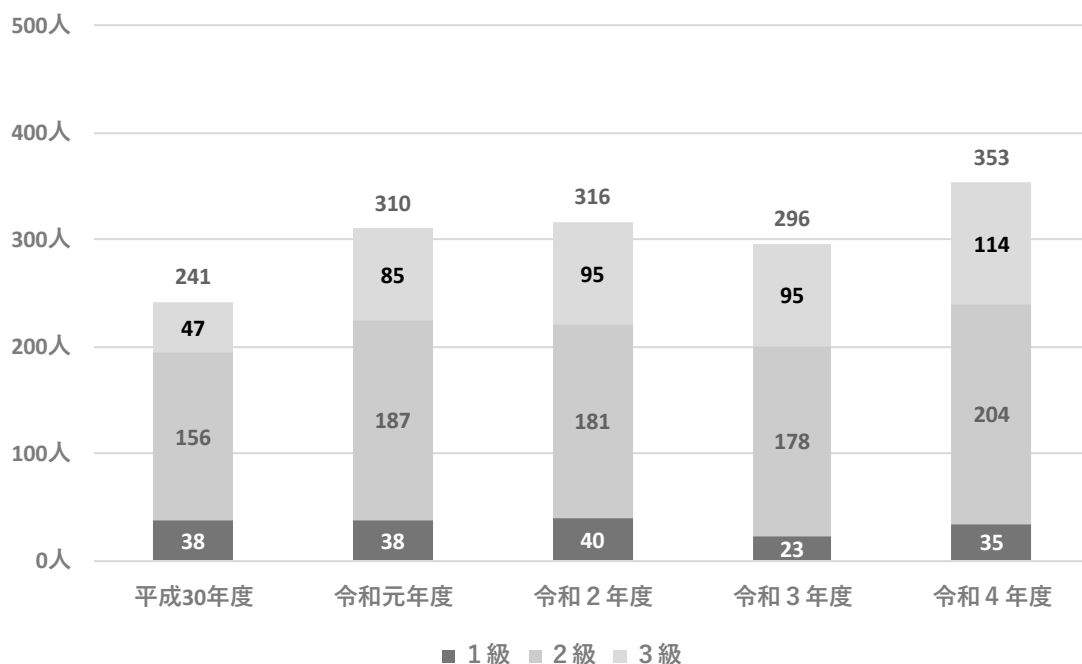
等級	18 歳未満	18 歳～64 歳	65 歳以上	合計
A（最重度・重度）	16	85	20	121
B（中度・軽度）	52	161	31	244
合計	68	246	51	365

資料：社会福祉課

（５）精神障がい者の推移

令和４年度の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は 353 人と、平成 30 年度の 241 人から 112 人増えています。等級別にみると１級は概ねほぼ横ばいとなっている一方で、２級と３級については、増加傾向にあります。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数



単位：人

等級	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 級	38	38	40	23	35
2 級	156	187	181	178	204
3 級	47	85	95	95	114
合計	241	310	316	296	353

資料：社会福祉課（各年度末現在）

精神障がい者数を年齢層別にみると、18 歳～64 歳が 267 人と全体の 7 割以上を占めており、身体障がい者や知的障がい者と比較して多くなっています。

■年齢層別精神障がい者数（令和 4 年度末現在）

単位：人

等級	18 歳未満	18 歳～64 歳	65 歳以上	合計
1 級	0	18	17	35
2 級	1	150	53	204
3 級	2	99	13	114
合計	3	267	83	353

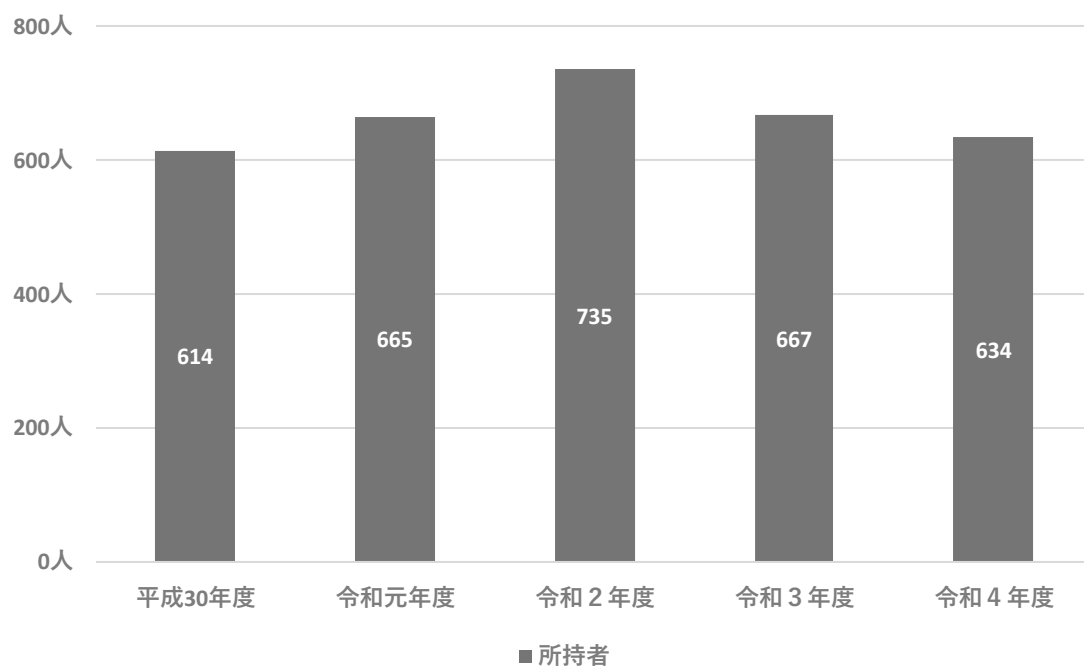
資料：社会福祉課

（６）自立支援医療受給者証（精神通院）の所持者の推移

令和４年度の自立支援医療受給者証（精神通院）の所持者数は６３４人となっており、令和２年度以降、交付者は減少傾向にあります。

年齢層別にみると、１８歳～６４歳が４８９人と全体の８割近くを占めており、知的障がい者、精神障がい者（手帳所持者）と比較すると多くなっています。

■自立支援医療受給者証（精神通院）所持者数



単位：人

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
所持者	614	665	735	667	634

資料：社会福祉課（各年度末現在）

■年齢層別自立支援医療受給者証（精神通院）所持者数（令和４年度末現在）

単位：人

	18 歳未満	18 歳～64 歳	65 歳以上	合計
所持者	0	489	145	634

資料：社会福祉課

（７）特定疾患患者の推移

令和４年度の特定疾患患者見舞金申請者は３８７人で、そのうち小児慢性特定疾患は１４人となっています。平成３０年度以降の申請者数をみると、緩やかに増加傾向にあります。

■特定疾患患者見舞金申請者数の推移

単位：人

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
特定疾患患者見舞金申請者数	353	360	373	376	387
うち、小児慢性特定疾患	19	27	15	17	14

資料：社会福祉課（各年度末現在）

（８）障がい者雇用の状況

会津地域における障がい者の雇用及び就労状況について、令和４年度の就労している障がい者数は、616.0人で、令和２年度の596.5人と比較して19.5人増加しています。

令和４年度における実雇用率は2.20%となっており、全国よりも0.05ポイント低く、福島県よりも0.01ポイント高くなっています。

■民間企業における雇用状況の推移

会津地域の状況

単位：社、人、％

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
対象企業数	198	207	202
障がい者雇用数	596.5	628.0	616.0
実雇用率	2.08	2.19	2.20

福島県の状況

単位：社、人、％

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
対象企業数	1,456	1,512	1,520
障がい者雇用数	239,887.5	241,963.0	240,342.5
実雇用率	2.16	2.15	2.19

全国の状況

単位：社、人、％

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
対象企業数	102,698	106,924	107,691
障がい者雇用数	26,866,997.0	27,156,780.5	27,281,606.5
実雇用率	2.15	2.20	2.25

資料：福島労働局（各年度６月１日現在）

（９）障がい児の就学状況

令和５年度の特別支援学級数は小学校が１８学級、中学校９学級で、令和元年度と比較すると、それぞれ１学級～２学級増えています。また、小学校の特別支援学級の児童数は８７人と令和元年度よりも６人増加し、一方で中学校の特別支援学級の生徒数は４３人と令和元年度よりも２８人増加しています。

■市内の小学校の特別支援学級の状況

単位：学級、人、％

	令和 元年度	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度
全学級数	134	133	135	134	133
特別支援学級数	17	17	17	19	18
全校児童数	2,213	2,174	2,163	2,127	2,090
特別支援学級児童数	81	86	78	81	87
知的障がい	56	57	57	65	69
情緒障がい	25	29	21	16	18
病弱	0	0	1	0	0
特別支援学級児童の構成比	3.66	3.96	3.61	3.81	4.16

資料：学校教育課（各年度５月１日現在）

■市内の中学校の特別支援学級の状況

単位：学級、人、％

	令和 元年度	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度
全学級数	46	47	48	51	51
特別支援学級数	7	8	7	8	9
全校生徒数	1,111	1,074	1,067	1,102	1,081
特別支援学級生徒数	15	22	24	41	43
知的障がい	11	18	18	32	35
情緒障がい	4	4	6	8	7
病弱	0	0	0	1	1
特別支援学級生徒の構成比	1.35	2.05	2.25	3.72	3.98

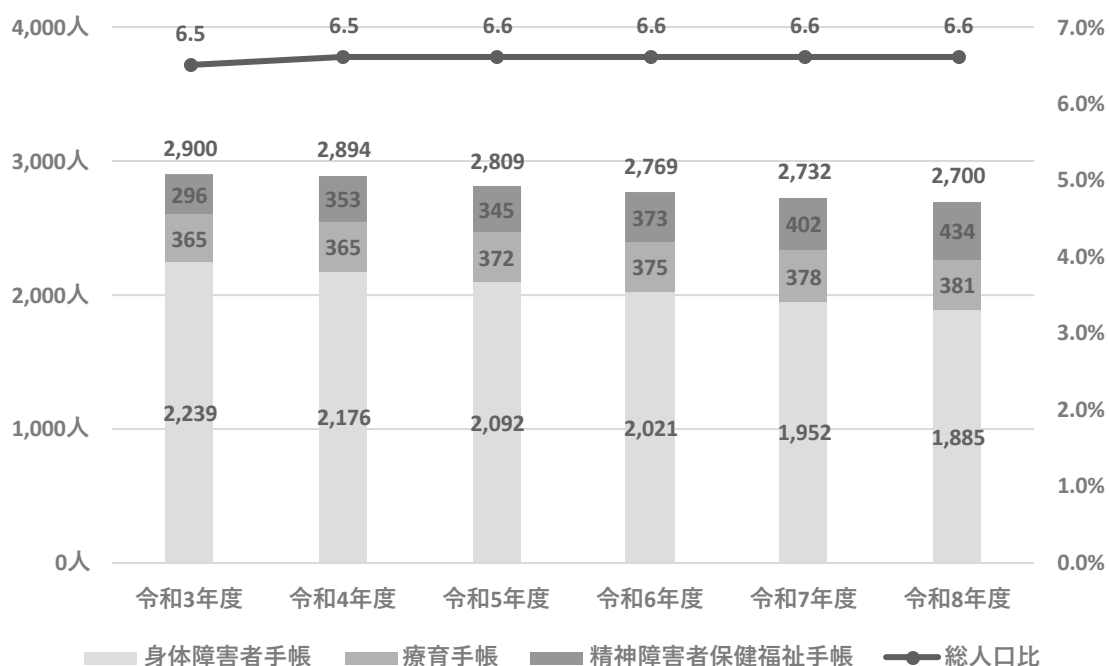
資料：学校教育課（各年度５月１日現在）

(10) 障がい者数の推計

障害者手帳所持者数の推計については、今後減少していく見込みとなっており、令和3年度の2,900人から、令和8年度には2,700人となる見込みとなっています。総人口に対する障がい者の割合についてはほぼ横ばいで推移すると見込まれ、令和3年度の6.5%から令和8年度には6.6%となる見込みとなっています。

また、各手帳所持者の数をみると、身体障害者手帳所持者数は年々減少傾向にあり、令和3年度に2,239人であったものが、令和8年度には1,885人になると見込まれます。一方、療育手帳所持者数は緩やかに増加し、令和3年度に365人であったものが、令和8年度には381人になると見込まれます。さらに、精神障害者保健福祉手帳所持者は今後増加していく傾向にあり、令和3年度には296人であったものが、令和8年度には434人になる見込みとなっています。

■障害者手帳所持者数と総人口比の推計



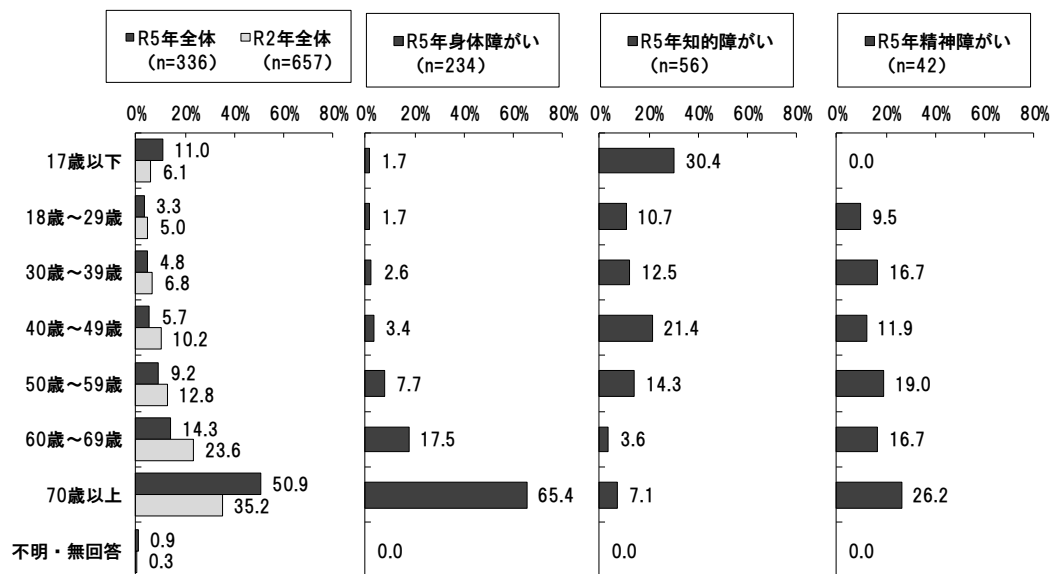
資料：社会福祉課

第2節 アンケート調査結果の概要

(1) アンケート調査の結果

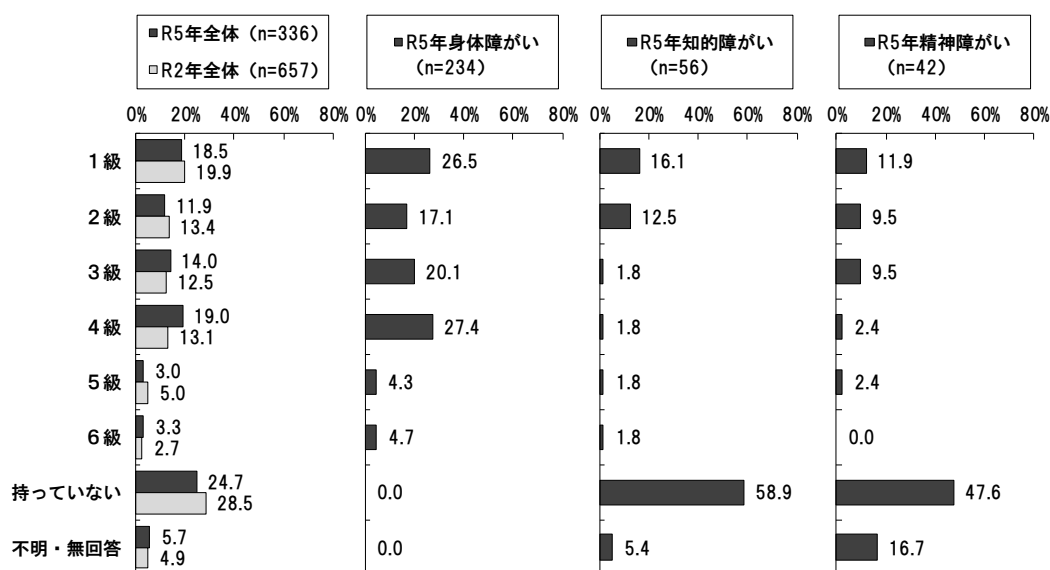
①回答者の年齢（単数回答）

「70歳以上」が50.9%と最も多く、次いで「60歳～69歳」が14.3%、「17歳以下」が11.0%となっています。



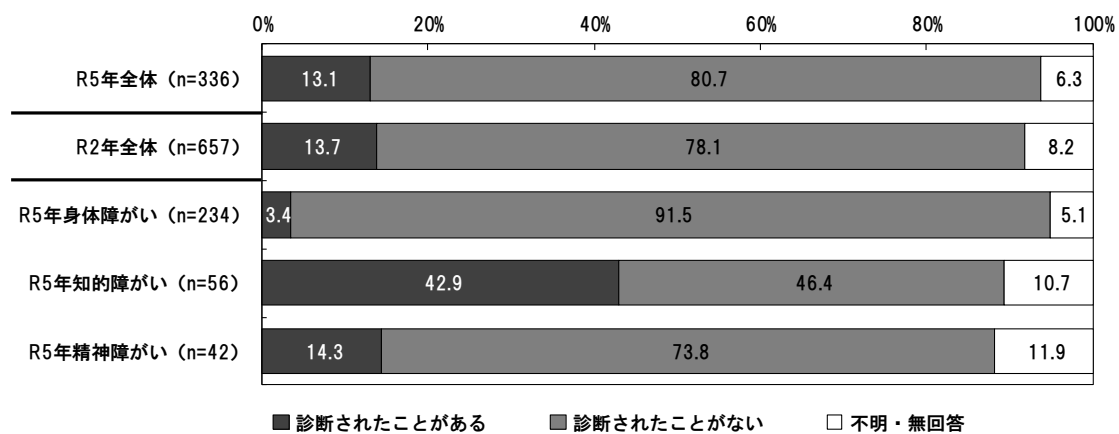
②お持ちの身体障害者手帳の等級（単数回答）

身体障害者手帳を持っている人を等級別にみると「4級」が19.0%で最も多く、次いで「1級」が18.5%、「3級」が14.0%となっています。



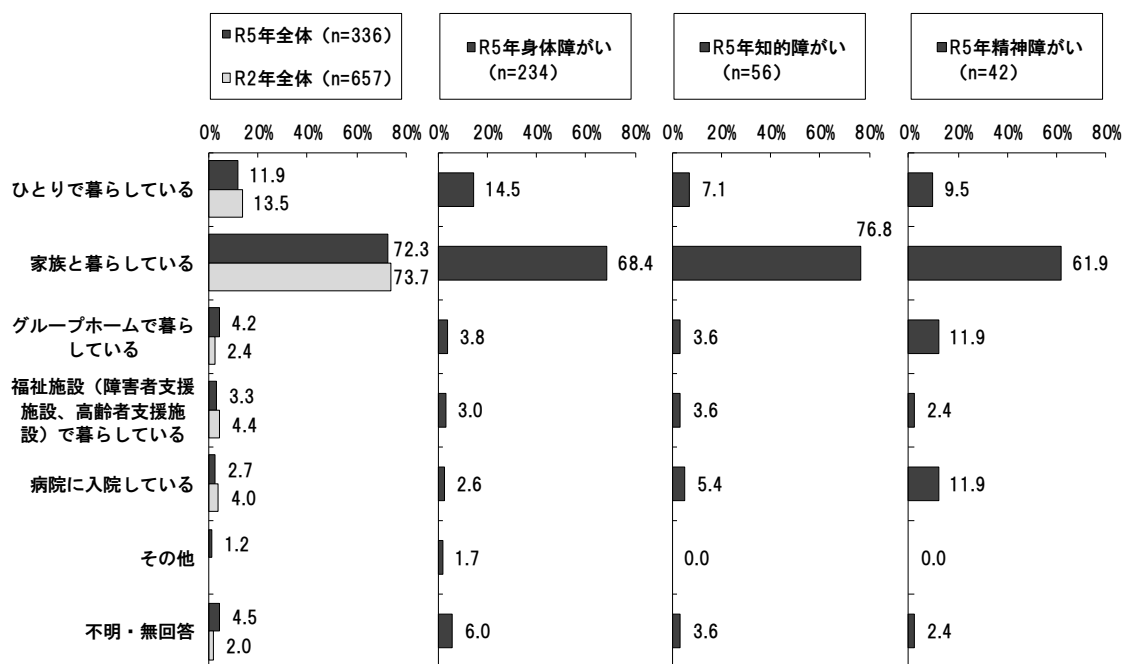
③発達障がいの診断の有無（単数回答）

発達障がいと診断されたことがある人は、全体の 13.1%となっています。特に知的障がいのある方では、「診断されたことがある」が 42.9%となっています。



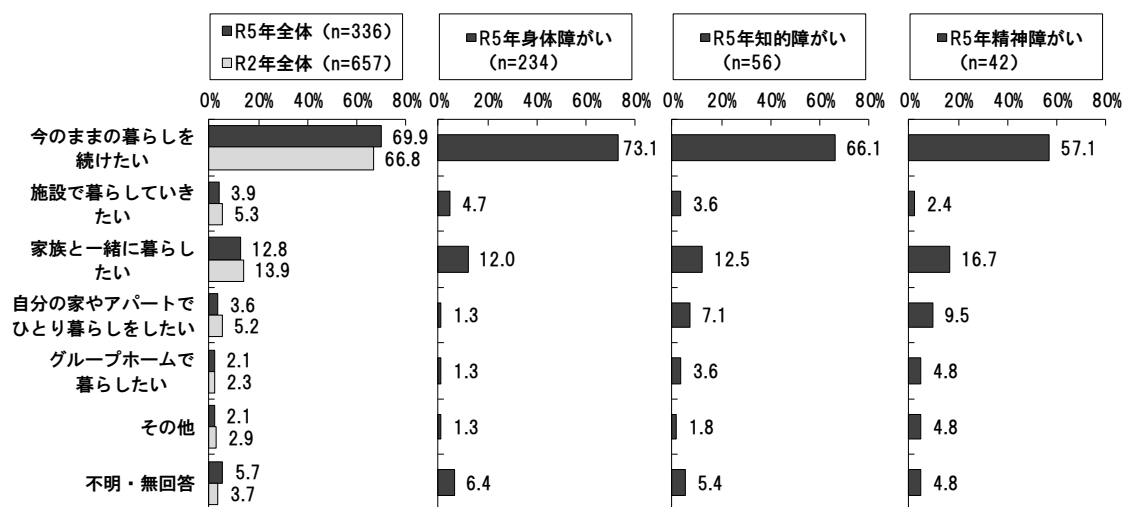
④現在の暮らし方（単数回答）

いずれの障がいも「家族と暮らしている」が最も多く、次いで、身体障がい、知的障がいのある方は「ひとりで暮らしている」、精神障がいのある方では「グループホームで暮らしている」と「病院に入院している」が多くなっています。



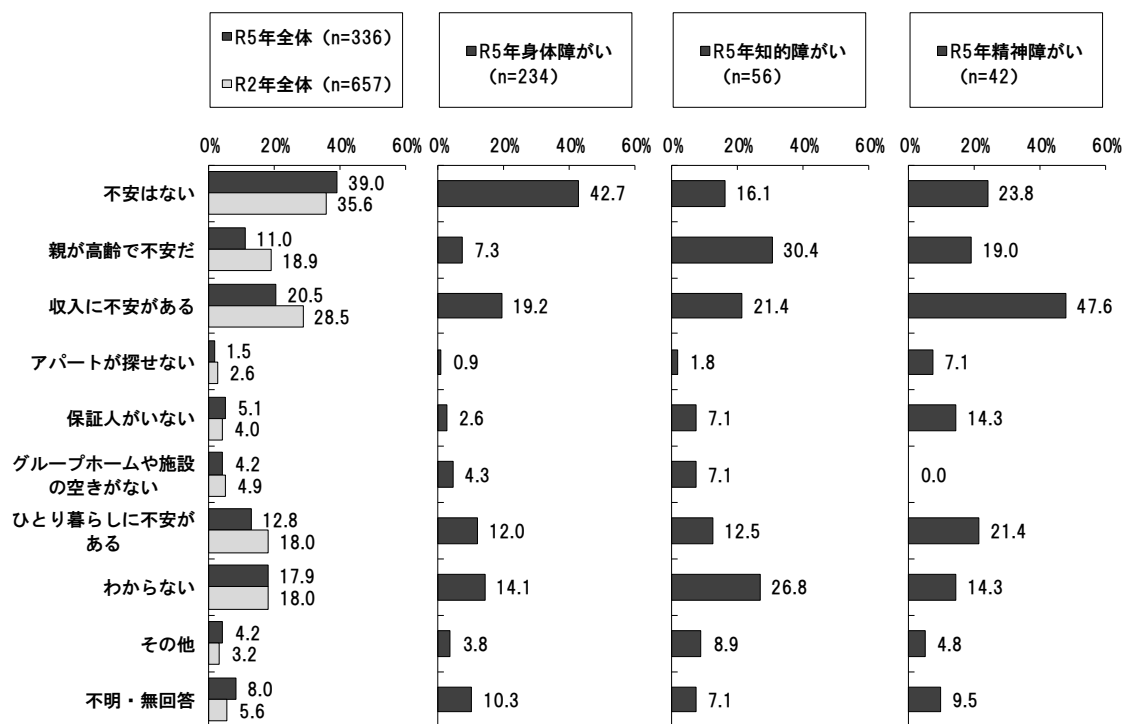
⑤今後の暮らし方（単数回答）

いずれの障がいも、「今のままの暮らしを続けたい」が半数以上と最も多く、次いで「家族と一緒に暮らしたい」が多くなっています。



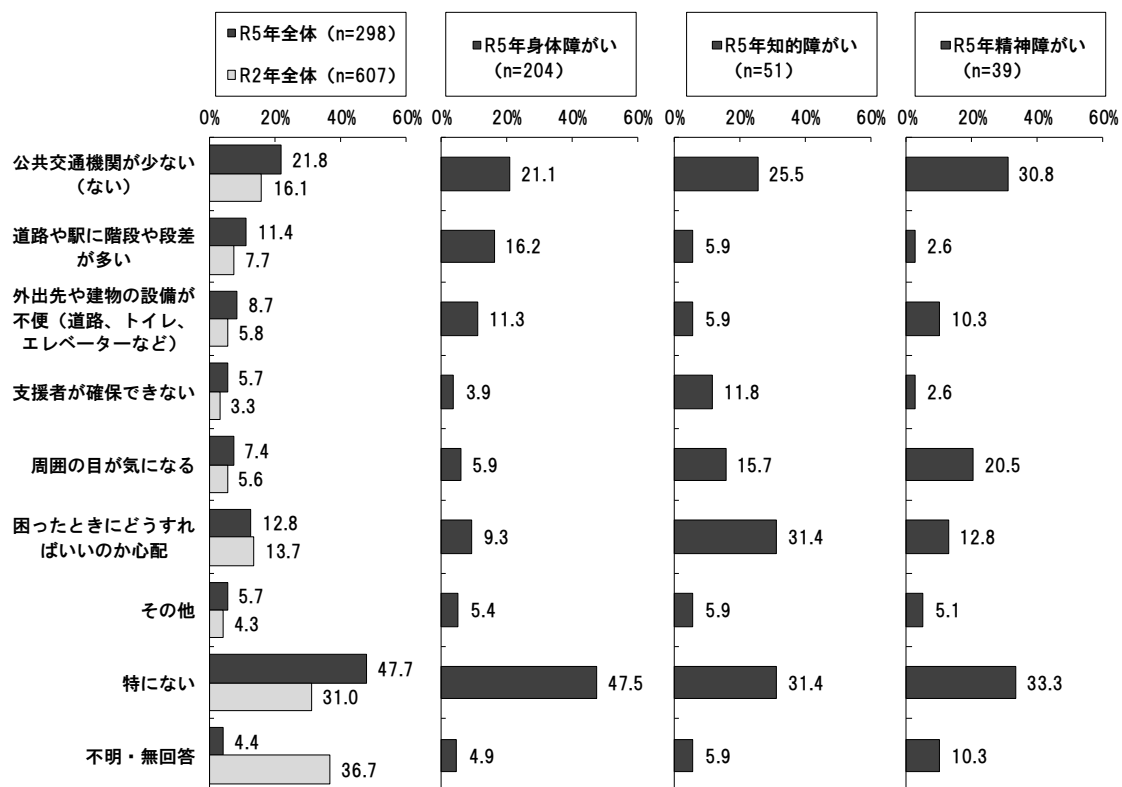
⑥将来の住まいについての不安（複数回答）

「不安はない」を除くと、身体障がい、精神障がいのある方では「収入に不安がある」、知的障がいのある方では「親が高齢で不安だ」が最も多くなっています。



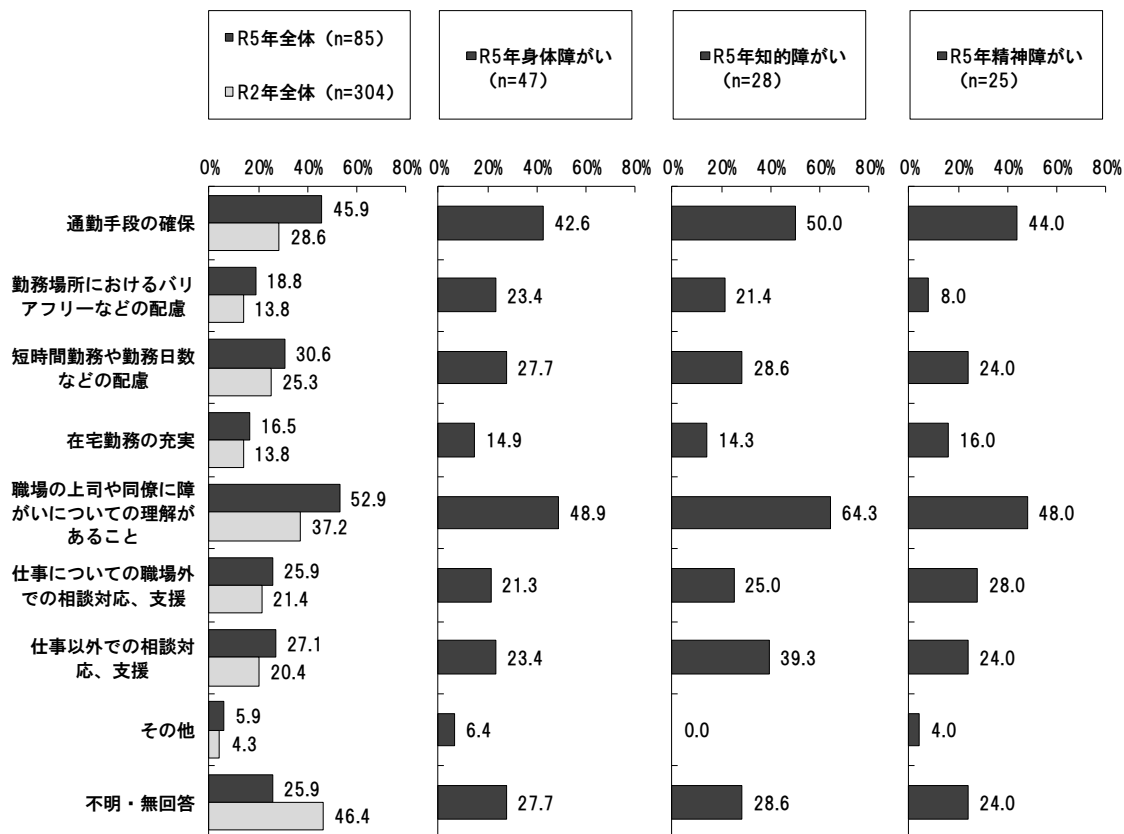
⑦外出の際困ること（複数回答）

「特にない」を除くと、身体障がい、精神障がいのある方は「公共交通機関が少ない（ない）」、知的障がいのある方では「困ったときにどうすればいいのか心配」が最も多くなっています。



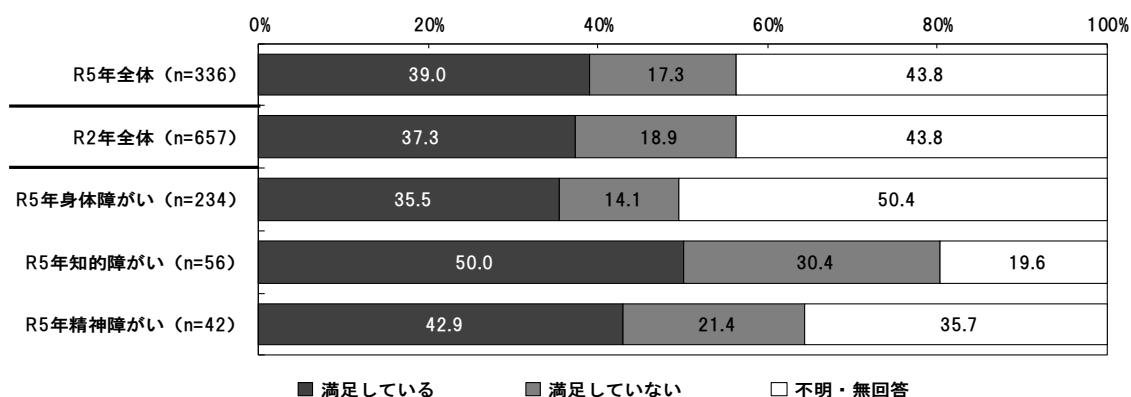
⑧障がい者の就労に必要な支援（複数回答）

いずれの障がいも、「職場の上司や同僚に障がいについての理解があること」が最も多く、次いで「通勤手段の確保」が多くなっています。



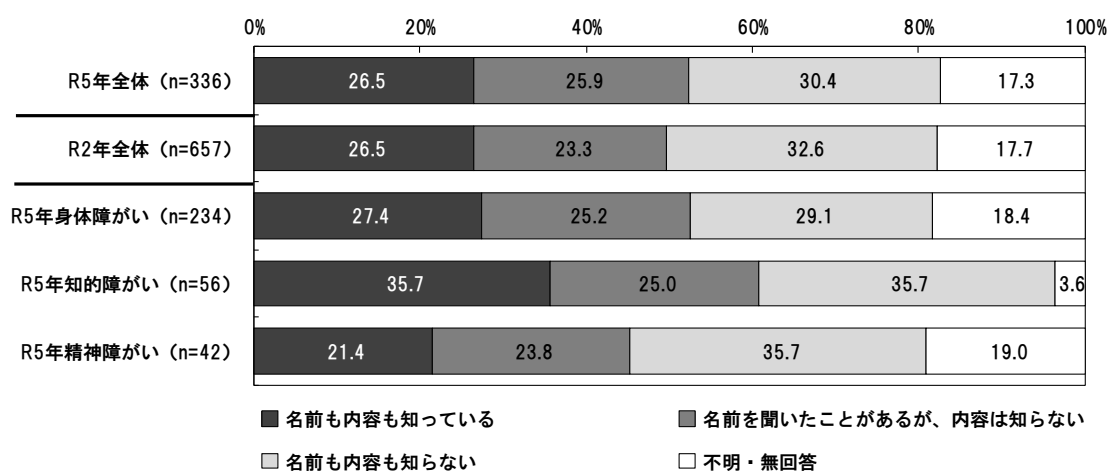
⑨福祉サービスへの満足度（単数回答）

いずれの障がいも「満足している」が「満足していない」を上回っています。



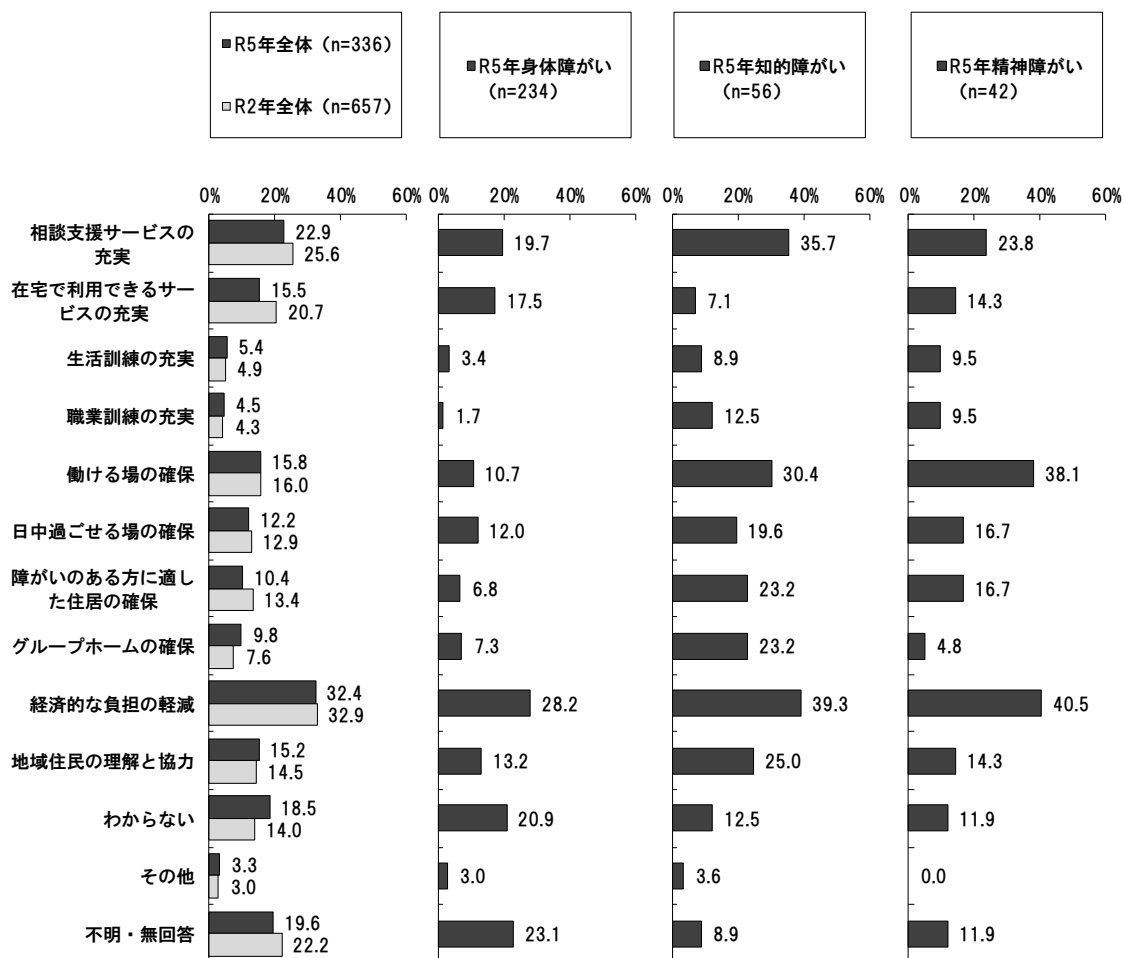
⑩成年後見制度の認知度（単数回答）

「名前も内容も知らない」が 30.4%と最も多く、次いで「名前も内容も知っている」は 26.5%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」は 25.9%となっています。



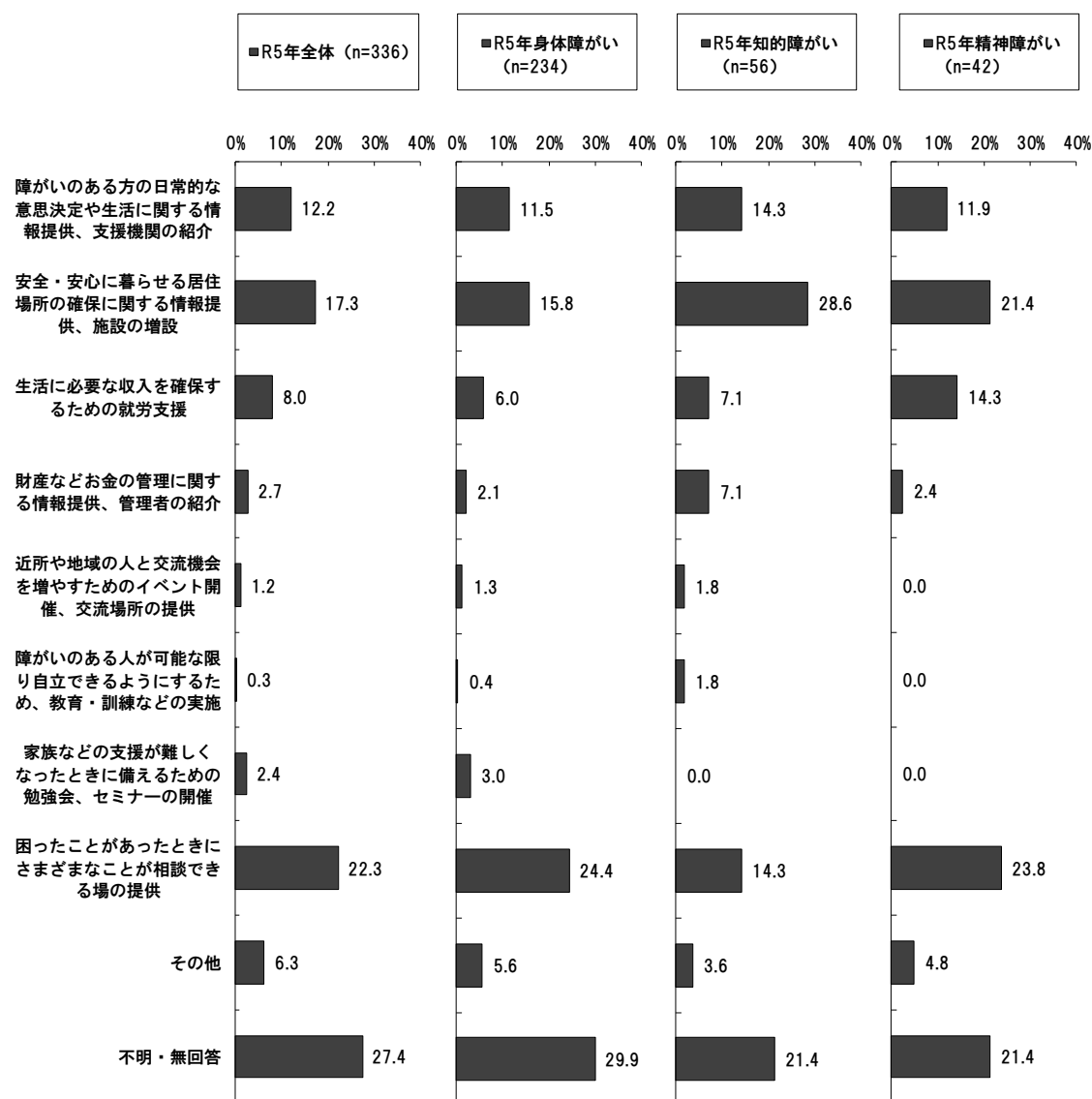
⑪地域での生活に必要な支援（3つまで複数回答）

いずれの障がいも「経済的な負担の軽減」が最も多く、次いで身体障がい、知的障がいの
ある方では「相談支援サービスの充実」、精神障がいのある方では「働ける場の確保」が多
くなっています。



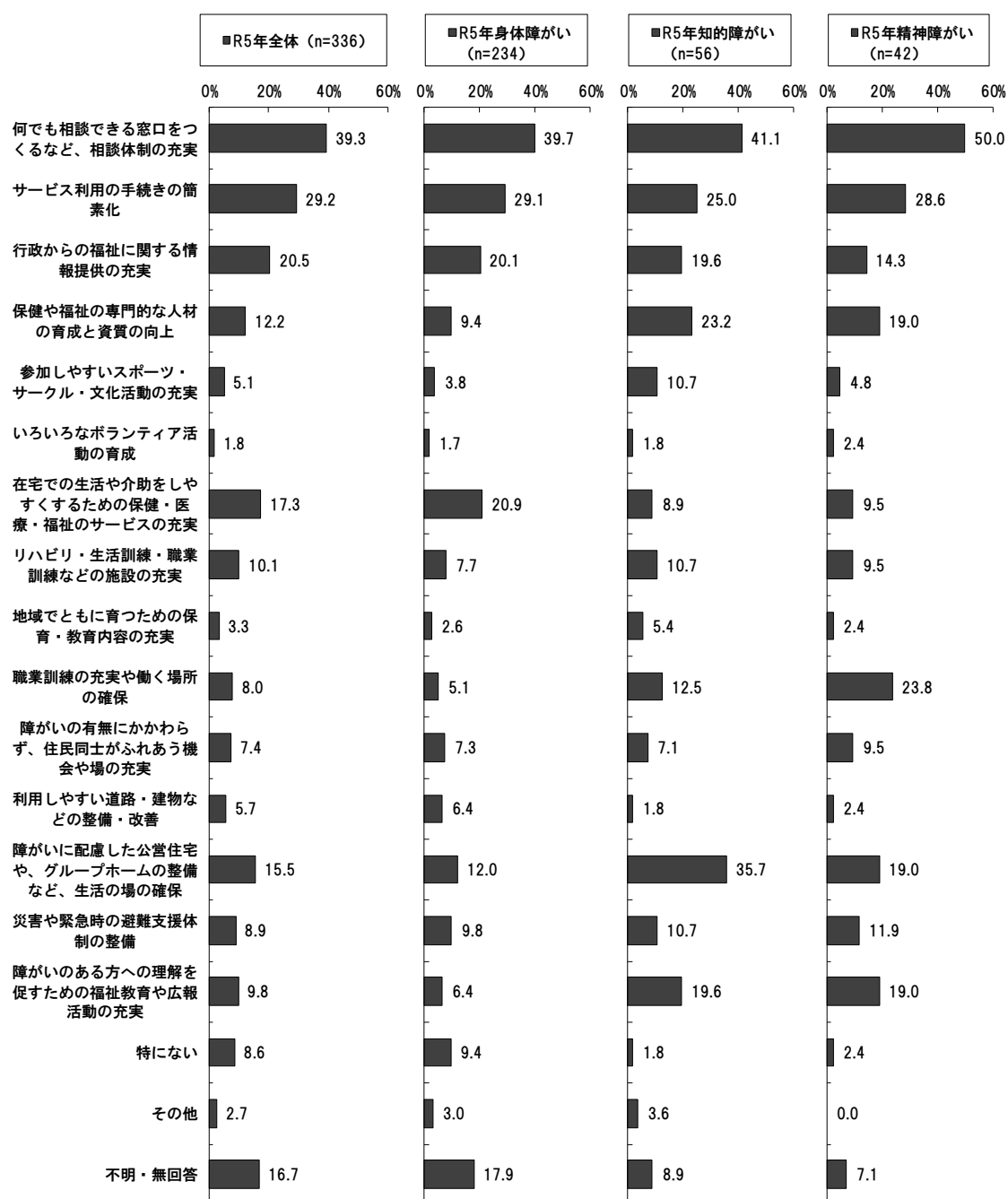
⑫ 介助をしている家族が死亡または高齢となったときに備えて必要なこと（単数回答）

身体障がい、精神障がいのある方では「困ったことがあったときにさまざまなことが相談できる場の提供」、知的障がいのある方では「安全・安心に暮らせる居住場所の確保に関する情報提供、施設の増設」が最も多く、次いで、身体障がいのある方、精神障がいのある方では「安全・安心に暮らせる居住場所の確保に関する情報提供、施設の増設」、知的障がいのある方では「障がいのある方の日常的な意思決定や生活に関する情報提供、支援機関の紹介」と「困ったことがあったときにさまざまなことが相談できる場の提供」が多くなっています。



⑬ 住み良いまちをつくるために必要なこと（3つまで複数回答）

いずれの障がいも「何でも相談できる窓口をつくるなど、相談体制の充実」が最も多く、次いで身体障がい、精神障がいのある方では「サービス利用の手続きの簡素化」、知的障がいのある方では「障がいに配慮した公営住宅や、グループホームの整備など、生活の場の確保」が多くなっています。



第3節 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の検証・評価

1. 第6期障がい福祉計画

(1) 成果目標

①福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	実績値	考え方
令和元年度末の入所者数（A）	—	45 人	令和元年度末時点の施設入所者数
令和5年度末の入所者数（B）	42 人	45 人	令和5年度末時点の施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者	3 人	1 人	令和元年度末時点の施設入所者の 6%以上が地域生活に移行
	6.7%	2.2%	
【目標値】 削減見込み数（A）－（B）	2 人	0 人	令和元年度末時点の施設入所者の 1.6%以上削減
	4.4%	0.0%	

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	数値	実績値	考え方
【目標値】 保健・医療・福祉関係者による 圏域での協議の場の設置	1 か所	1 か所	令和5年度末までに市または圏域 ※において1か所整備 ※会津保健福祉事務所管内
【目標値】 協議の場における目標設定及び 評価の実施回数	2 回	2 回	協議の場における目標設定及び評 価の実施回数を設定

③地域生活支援拠点等の整備

項目	数値	実績値	考え方
【目標値】 地域生活支援拠点の整備	1 か所	1 か所	令和5年度末までに市において1 か所整備
【目標値】 地域生活支援拠点等の運用状況 の検討回数	1 回	1 回	年1回以上、運用状況を検証及び 検討

④福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	実績値	考え方
【実績値】 令和元年度の年間一般就労移行者数	3人	4人	令和元年度に福祉施設から一般就労に移行した人数
就労移行支援事業から一般就労への移行者数	0人	1人	令和元年度に就労移行支援事業を利用し、一般就労に移行した人数
就労継続支援事業（A型）から一般就労への移行者数	1人	1人	令和元年度に就労移行支援事業（A型）を利用し、一般就労に移行した人数
就労継続支援事業（B型）から一般就労への移行者数	2人	2人	令和元年度に就労移行支援事業（B型）を利用し、一般就労に移行した人数
【目標値】 令和5年度の年間一般就労移行者数	4人	2人	令和5年度中に就労移行支援事業等を利用し、一般就労に移行する人数を令和元年度実績の1.27倍以上とする
【目標値】 就労移行支援事業から一般就労への移行者数	1人	0人	令和5年度中に就労移行支援事業を利用し、一般就労に移行する人数を令和元年度実績の1.30倍以上とする
【目標値】 就労継続支援事業（A型）から一般就労への移行者数	1人	0人	令和5年度中に就労継続支援事業（A型）を利用し、一般就労に移行する人数を令和元年度実績の1.26倍以上とする
【目標値】 就労継続支援事業（B型）から一般就労への移行者数	2人	2人	令和5年度中に就労継続支援事業（B型）を利用し、一般就労に移行する人数を令和元年度実績の1.23倍以上とする

⑤就労定着支援事業の利用者数

項目	数値	実績値	考え方
【目標値】 令和 5 年度の就労定着支援事業の利用者数	3 人	0 人	令和 5 年度中に就労移行支援事業等を利用し、一般就労に移行する 4 人のうち、7 割以上の利用

⑥就労定着率の高い就労定着支援事業所数

項目	数値	実績値	考え方
【目標値】 令和 5 年度の就労定着率が 8 割以上の就労定着支援事業所数	—	—	令和 5 年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所が全体の 7 割以上とする

⑦相談支援体制の充実・強化等

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
【目標値】 総合的・専門的な相談支援の実施	有	有	有
【目標値】 訪問等による専門的な指導・助言件数	1 件	1 件	1 件
【目標値】 相談支援事業者の人材育成の支援件数	1 件	1 件	1 件
【目標値】 相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	12 回	12 回	12 回

⑧障がい福祉サービス等の質の向上

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
【目標値】 障がい福祉サービス等に係る各種研修への職員の参加者数	1 人	1 人	1 人
【目標値】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査の分析結果の共有体制	有	有	有
【目標値】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査の分析結果の共有回数	1 回	1 回	1 回

(2) 自立支援給付事業

- ① 訪問系サービス（※計画値については、令和2年度策定の計画において、訪問系サービスをまとめて集計していたため表示しない）

事業名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
居宅介護	実利用人数 (人)	計画値	—	—	—
		実績値	47	46	45
	サービス量 (時間/月)	計画値	—	—	—
		実績値	561	558	531

事業名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
重度訪問介護	実利用人数 (人)	計画値	—	—	—
		実績値	2	3	2
	サービス量 (時間/月)	計画値	—	—	—
		実績値	385	364	241

事業名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
行動援護	実利用人数 (人)	計画値	—	—	—
		実績値	0	0	0
	サービス量 (時間/月)	計画値	—	—	—
		実績値	0	0	0

事業名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
重度障害者等包括支援	実利用人数 (人)	計画値	—	—	—
		実績値	0	0	0
	サービス量 (時間/月)	計画値	—	—	—
		実績値	0	0	0

事業名	単位		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)
同行援護	実利用人数 (人)	計画値	—	—	—
		実績値	2	2	2
	サービス量 (時間/月)	計画値	—	—	—
		実績値	9	14	21

②日中活動系サービス

事業名	単位		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)
生活介護	実利用人数 (人)	計画値	82	81	80
		実績値	81	81	82
	サービス量 (日/年)	計画値	18,216	18,016	17,816
		実績値	18,050	18,047	18,661
自立訓練 (機能訓練)	実利用人数 (人)	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	1
	サービス量 (日/年)	計画値	240	240	240
		実績値	0	0	100
自立訓練 (生活訓練)	実利用人数 (人)	計画値	16	16	16
		実績値	12	11	10
	サービス量 (日/年)	計画値	982	982	982
		実績値	848	791	747
就労移行支援	実利用人数 (人)	計画値	3	3	3
		実績値	3	3	2
	サービス量 (日/年)	計画値	150	150	150
		実績値	554	482	357
就労継続支援 (A 型)	実利用人数 (人)	計画値	5	5	5
		実績値	3	4	3
	サービス量 (日/年)	計画値	1,200	1,200	1,200
		実績値	750	851	617

事業名	単位		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)
就労継続支援 (B 型)	実利用人数 (人)	計画値	187	189	191
		実績値	176	179	181
	サービス量 (日/年)	計画値	33,660	34,020	34,380
		実績値	34,047	34,123	35,314
就労定着支援	実利用人数 (人)	計画値	2	2	3
		実績値	1	0	0
	サービス量 (日/年)	計画値	24	24	24
		実績値	12	0	0
療養介護	実利用人数 (人)	計画値	12	12	12
		実績値	11	11	11
短期入所	実利用人数 (人)	計画値	50	50	50
		実績値	27	23	23
	サービス量 (日/年)	計画値	1,500	1,500	1,500
		実績値	871	820	826

③居住系サービス

事業名	単位		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)
共同生活援助 (グループホーム)	実利用人数 (人)	計画値	61 (31)	63 (32)	65 (33)
		実績値	56	57	53
施設入所支援	実利用人数 (人)	計画値	43	44	44
		実績値	43	45	45
自立生活援助	実利用人数 (人)	計画値	1 (1)	2 (2)	3 (3)
		実績値	0	0	0

※ () 内はうち、精神障がい者

④相談支援サービス

事業名	単位		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)
計画相談支援	実利用人数 (人)	計画値	354	359	364
		実績値	366	356	354
地域移行支援	実利用人数 (人)	計画値	1 (1)	1 (1)	1 (1)
		実績値	0	0	0
地域定着支援	実利用人数 (人)	計画値	1 (1)	1 (1)	1 (1)
		実績値	0	0	0

※ () 内はうち精神障がい者

(3) 地域生活支援事業

①理解促進研修・啓発事業【必須事業】

事業名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
理解促進研修・啓発事業	事業の有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有

②自発的活動支援事業【必須事業】

事業名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
自発的活動支援事業	事業の有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有

③相談支援事業【必須事業】

事業名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
相談支援事業					
障がい者相談支援事業所	か所数	計画値	2	3	3
		実績値	2	2	2
基幹相談支援センター	設置の有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有
住宅入居等支援事業	事業の有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有

④成年後見制度利用支援事業【必須事業】

事業名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
成年後見制度利用支援事業	事業の有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有

⑤成年後見制度法人後見支援事業【必須事業】

事業名	単位		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)
成年後見制度法人 後見支援事業	事業の有無	計画値	—	有	有
		実績値	—	有	有

⑥意思疎通支援事業【必須事業】

事業名	単位		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)
手話通訳者設置事業	事業の有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有
手話通訳者・要約筆記 者派遣	実利用者数 (人)	計画値	7	7	7
		実績値	8	7	7

⑦日常生活用具給付等事業【必須事業】

事業名	単位		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)
介護・訓練支援用具	件/年	計画値	1	1	1
		実績値	1	2	3
自立生活支援用具	件/年	計画値	3	3	3
		実績値	2	5	3
在宅療養等支援用具	件/年	計画値	6	6	6
		実績値	9	9	11
情報・意思疎通支援用具	件/年	計画値	9	9	9
		実績値	7	10	6
排泄管理支援用具	件/年	計画値	1,150	1,150	1,150
		実績値	1,000	915	1,002
居宅生活動作補助用具	件/年	計画値	3	3	3
		実績値	0	1	2

⑧手話奉仕員養成研修事業【必須事業】

事業名	単位		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)
手話奉仕員養成研修 事業	受講者数 (人)	計画値	20	20	20
		実績値	0	37	27

⑨移動支援事業【必須事業】

事業名	単位		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)
移動支援事業	利用者数 (人)	計画値	15	15	15
		実績値	13	15	18
	時間/年	計画値	800	800	800
		実績値	695.5	900.5	738.5

⑩地域活動支援センター事業【必須事業】

事業名	単位		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)
市町村分	か所数	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
	利用者数 (人)	計画値	33	34	35
		実績値	33	32	42
他市町村分	か所数	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
	利用者数 (人)	計画値	1	1	1
		実績値	3	3	3

⑪任意事業

事業名	単位		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)
福祉ホーム事業 ※令和 6 年度以降は 休止	か所数	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
	利用者数 (人)	計画値	6	6	6
		実績値	5	4	3
日中一時支援事業	か所数	計画値	8	8	8
		実績値	7	10	10
	利用者数 (人)	計画値	25	25	25
		実績値	27	24	40
生活サポート事業	か所数	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
	利用者数 (人)	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
更生訓練費給付事業	事業の有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有
施設入所者就職 支度金給付事業	事業の有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有
スポーツ・レクリエー ション教室開催等事 業	事業の有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有
点字・声の広報等発行 事業	事業の有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有
自動車免許取得・改造 助成事業	事業の有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有
訪問入浴サービス事業	事業の有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有

2. 第2期障がい児福祉計画

(1) 成果目標

①児童発達支援センターの設置

項目	数値	実績値	考え方
【目標値】 児童発達支援センターの設置	2 か所	2 か所	令和5年度末までに市または圏域※において2か所整備 ※会津保健福祉事務所管内

②保育所等訪問支援の実施

項目	数値	実績値	考え方
【目標値】 保育所等訪問支援の実施	実施	実施	全市町村※において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築 ※会津保健福祉事務所管内

③児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

項目	数値	実績値	考え方
【目標値】 重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	2 か所	4 か所	令和5年度末までに市において1か所整備 ※会津保健福祉事務所管内
【目標値】 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	2 か所	4 か所	令和5年度末までに市において1か所整備 ※会津保健福祉事務所管内

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場及びコーディネーターの配置

項目	数値	実績値	考え方
【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1 か所	1 か所	令和5年度末までに市において医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置
【目標値】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1 人	2 人	令和5年度末までに市または圏域※において、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置

(2) 障がい児支援サービス

①障がい児支援サービス

事業名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
児童発達支援	実利用人数 (人)	計画値	36	36	36
		実績値	23	25	21
	サービス量 (日/年)	計画値	2,800	2,800	2,800
		実績値	1,380	1,494	1,212
放課後等 デイサービス	実利用人数 (人)	計画値	70	70	70
		実績値	58	60	66
	サービス量 (日/年)	計画値	7,000	7,000	7,000
		実績値	6,785	7,060	8,208
保育所等訪問支援	実利用人数 (人)	計画値	9	11	13
		実績値	5	8	5
	サービス量 (日/年)	計画値	35	40	45
		実績値	98	120	86
医療型児童 発達支援	実利用人数 (人)	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
	サービス量 (日/年)	計画値	24	24	24
		実績値	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	実利用人数 (人)	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0

(3) 障がい児相談支援

①障がい児相談支援

事業名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
障がい児相談支援	実利用人数 (人)	計画値	98	100	100
		実績値	93	100	96

第3章 計画の方向性

第1節 基本理念

共に支えあい、だれもが安心して 生活できる地域共生社会の実現

本市では、障がいのある方がさまざまな支援を得ながらも、地域の一員として、住み慣れた地域で誇りを持って、自分らしく、そして主体的に、こころ豊かに暮らすことができるまちを目指します。

また、障がいのある方の自己選択と自己決定を尊重し、誰もがその能力を発揮して、社会の多くの分野に積極的に参加できる環境づくりを進めます。

そして、常に変化していく障がい者（児）の支援のニーズに対しては、行政と事業者においての協議を密にすることで連携を強化し、必要なサービスが必要な方に的確に届く支援体制の構築を図ります。



第2節 計画の視点

本市においては、次の（１）～（３）の視点から、総合的かつ計画的に取り組みを進めます。

（１）包括的な社会の視点

包括的な社会の実現を目指して、以下のことに取り組みます。

- 障がいのある方の社会参加を妨げている物理的な障壁はもちろんのこと、制度や習慣等の障壁、情報の障壁、人々の意識といった心理的な障壁など、すべての障壁（バリア）を除去し（フリー）、障がいの有無に関わらず、その方が持つ能力を最大限発揮しながら、安心して生活できるような社会を目指します。
- すべての市民にとって、情報やサービスがより利用しやすくなるように努めることで、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。

（２）意思決定の視点

人生のすべての段階において、障がいのある方が自ら選択し、意思決定ができるように以下のことに取り組みます。

- 衣食住といった日常生活の場面や生活のあり方等において、障がいのある方が自らの意思を反映する方法を示した「意思決定支援ガイドライン」について、介助者、あるいは支援する側の認識を促し、障がいのある方の主体的な意思が反映されたサービスの提供や支援を行います。
- 障がいのある方を支援するための政策や施策等の立案、その決定過程、計画等の策定においては、障がいのある方を含めた市民の主体的な参加を推進します。

（３）共生の視点

既存の制度や事業等にとらわれることなく、障がいのある方のニーズや特性等に対応した適切な支援を行うことができるよう、以下のことに取り組みます。

- 行政の各分野や関係機関・事業所が、これまでよりも緊密に連携します。
- 一人ひとりの市民が自立しながら共存することで、地域で互いに尊重しながら、ともに支えあい、助けあう共生のまちづくりを展開します。

第3節 計画の基本的な考え方

基本理念に基づき、近年の障がい福祉の政策的な動向を踏まえて、次の6つの基本的な視点に立って計画を推進します。

（１）自己決定の尊重と意思決定支援

障がいのある方もそうでない方も、住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていくため、自己決定が尊重されるとともに、その意思決定を支援するために「権利擁護」や「成年後見制度」の利用促進に取り組みます。

また、障がいのある方の自立と社会参加の実現を目指し、文化芸術活動やスポーツ等の多様な活動に参加する機会を通じて、障がいのある方の個性や能力を発揮する機会を設けます。

（２）障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの充実

障がい福祉サービスの対象者は、「身体障がい者」、「知的障がい者」、「精神障がい者（発達障がいを含む）」、「その他の心身の機能に障がいがある方」、「障がい児」、「難病患者」に加えて、発達障害者支援法第2条で規定する自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいのある方も対象となっています。

障がい福祉サービスの実施主体は本市を基本とし、障がいのある方の身近な地域で、それぞれの障がい特性を踏まえた必要なサービスが提供できるよう、障がい福祉サービス及び障がい児支援サービス等の提供体制の整備を進めます。

（３）地域共生社会の実現に向けた取り組み

あらゆる市民が、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現に向け、住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みをつくり、地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保等に係る取り組みを進めます。

また、医療的ケア児等の専門的な協力が必要な方への支援を行うため、障がい福祉の専門性を高める研修の実施や多職種間の連携を行い、「多機関協働包括的支援体制」の構築及び人材の確保と育成に努めます。

（４）地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある方の自立支援の観点から、入所施設等から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援といった課題に対応するため、地域生活支援拠点等の地域資源を最大限に活用しながら、中長期的視点に立ち、人材や相談支援等のサービス提供体制の強化に取り組みます。

また、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行にあたっては、市を中心とした精神保健・医療・福祉の一体的な取り組みを推進するとともに、あらゆる人が共生できる社会の実現に向けた取り組みの推進が必要であることを踏まえながら、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

（５）障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援については、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、地域支援体制の構築を進めます。

また、障がい児のライフステージに沿って、保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関が連携しながら、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

（６）障がい者の多様なニーズに対応できる体制の構築

障がい者が自らの能力を最大限に発揮できるよう、文化芸術鑑賞や読書環境の整備と創造・発表等を行う多様な活動機会を確保し、地域における社会参加を促進します。

また、障がいの重度化と障がい者の高齢化が進むなか、持続的かつニーズに応じた障がい福祉サービスが提供できるよう、関係機関と連携し、サービスを担う人材の確保と研修・多職種連携による資質向上を図ります。

第４節 本計画推進に向けた重点施策

本計画の重点施策を次のとおり定め、利用者のニーズや希望に沿った障がい福祉サービスの提供に努めます。

- 包括的な相談支援体制の構築
- 地域移行・地域定着支援の推進
- 就労支援の推進
- 障がい児への支援体制の強化

第4章 障がい福祉計画

第1節 成果目標の設定

第6期計画の実施状況や、国の基本方針、県の数値目標との整合性を図りつつ、令和8年度末に向けての数値目標を設定します。

（１）福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設入所者の地域生活への移行者数は、実績と各施設の定員状況から2人を目標とします。令和4年度末の全施設入所者45人を基礎として、令和8年度末の施設入所者を2人以上減少させることを目標とします。

項目	数値	考え方
令和4年度末の施設入所者（A）	45人	令和4年度末時点の施設入所者数
令和8年度末の施設入所者（B）	43人	令和8年度末時点の施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者	2人	令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行（割合は、地域生活移行者数を令和4年度末時点の施設入所者数で除した値）
	4.4%	
【目標値】 削減見込み数（A）－（B）	2人	令和4年度末時点の施設入所者の5%以上削減（割合は、削減見込み数を令和4年度末時点の施設入所者数で除した値）
	4.4%	

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として安心して暮らせるよう、会津保健福祉事務所管内において、保健・医療・福祉等の関係者による協議の場を設置しています。今後も、近隣市町村や関係機関等との連携強化と協議を行い、地域包括ケアシステムを推進します。

項目	数値	考え方
【目標値】 保健・医療・福祉関係者による圏域での協議の場の設置	1か所	市または圏域※において、1か所整備 ※会津保健福祉事務所管内
【目標値】 協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	協議の場における目標設定及び評価の実施回数を設定

（３）地域生活支援拠点等の整備

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、自立等の相談、グループホームの体験機会の提供、緊急時受け入れ体制、人材の確保と育成等の機能を担う地域生活支援拠点の整備については、喜多方市地域自立支援協議会等で検討し、機能の充実に図ります。

項目	数値	考え方
【目標値】 地域生活支援拠点の整備	1 か所	市において、1 か所整備
【目標値】 地域生活支援拠点等の運用状況の検討回数	1 回	年 1 回以上、運用状況を検証及び検討

（４）福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等の利用を促進し、令和 8 年度中に 3 人の一般就労への移行者を目指します。

項目	数値	考え方
令和 3 年度の年間一般就労移行者数	1 人	令和 3 年度に福祉施設から一般就労に移行した人数
就労移行支援事業から一般就労への移行者数	0 人	令和 3 年度に就労移行支援事業を利用し、一般就労に移行した人数
就労継続支援事業（A 型）から一般就労への移行者数	1 人	令和 3 年度に就労継続支援事業（A 型）を利用し、一般就労に移行した人数
就労継続支援事業（B 型）から一般就労への移行者数	0 人	令和 3 年度に就労継続支援事業（B 型）を利用し、一般就労に移行した人数
【目標値】 令和 8 年度中の就労移行支援事業等から一般就労への移行者数	3 人	令和 8 年度中に就労移行支援事業等を利用し、一般就労に移行する人数を令和 3 年度実績の 1.28 倍以上とする
【目標値】 就労移行支援事業から一般就労への移行者数	0 人	令和 8 年度中に就労移行支援事業を利用し、一般就労に移行する人数を令和 3 年度実績の 1.30 倍以上とする
【目標値】 就労継続支援事業（A 型）から一般就労への移行者数	1 人	令和 8 年度中に就労継続支援事業（A 型）を利用し、一般就労に移行する人数を令和 3 年度実績の 1.29 倍以上とする
【目標値】 就労継続支援事業（B 型）から一般就労への移行者数	2 人	令和 8 年度中に就労継続支援事業（B 型）を利用し、一般就労に移行する人数を令和 3 年度実績の 1.28 倍以上とする

② 就労定着支援事業の利用者数

就労移行支援事業等を利用し、一般就労へ移行した人のうち、令和 8 年度に 7 割以上の就労定着支援事業の利用者を目指します。

項目	数値	考え方
【目標値】 令和 8 年度の就労定着支援事業の利用者数	2 人	令和 8 年度中に就労移行支援事業等を利用し、一般就労に移行する 3 人のうち、7 割以上の利用

③ 就労定着率の高い就労定着支援事業所数

本市においては、計画策定時点において就労定着支援事業所がないことから、具体的な数値目標は設定しないこととします。

項目	数値	考え方
【目標値】 令和 8 年度の就労定着率が 7 割以上の就労定着支援事業所数	—	令和 8 年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所が全体の 25%以上とすることを基本とする

（５）相談支援体制の充実・強化等

本市では総合的・専門的な相談支援機関として、基幹相談支援センター（ウィズピア）を設置しています。今後も障がいの状況や各種ニーズに対応できるよう、指導・助言や人材育成を支援し、総合的かつ専門的な相談支援体制の強化に取り組みます。

項目	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
【目標値】 総合的かつ専門的な相談支援の実施	有	有	有
【目標値】 訪問等による専門的な指導・助言件数	1 件	1 件	1 件
【目標値】 相談支援事業者の人材育成の支援件数	4 件	5 件	6 件
【目標値】 相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	12 回	12 回	12 回

（６）障がい福祉サービス等の質の向上

障がい者が必要としているサービスを適切に提供できるよう、県が実施する研修に参加し、障がい福祉に携わる職員の資質向上に取り組みます。

また、障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果について分析を行うとともに、事業所等と連携し、障がい福祉サービスの質の向上に努めます。

項目	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
【目標値】 障がい福祉サービス等に係る各種研修 への職員の参加者数	2 人	2 人	2 人
【目標値】 障がい者自立支援審査支払等システム による審査の分析結果の共有体制	有	有	有
【目標値】 障がい者自立支援審査支払等システム による審査の分析結果の共有回数	1 回	1 回	1 回

第2節 障がい福祉計画の事業展開

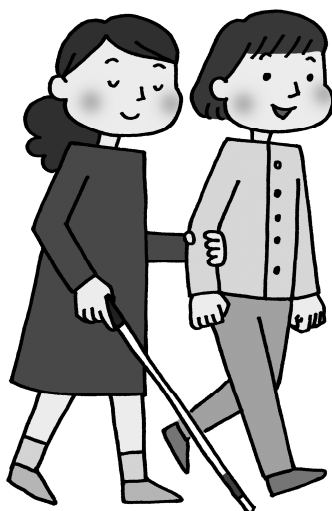
第6期計画の実施状況や、国の基本方針、県との整合性等を踏まえ、「第7期喜多方市障がい福祉計画」の見込み量は以下の通りとします。

(1) 自立支援給付事業の実績と見込み(年間)

① 訪問系サービス

■事業概要

事業名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅での入浴、排せつ、食事介助等の身体介助、調理、洗濯、掃除、買い物等の家事援助、医療機関受診のための通院介助などを提供します。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に自宅での入浴、排せつ、食事等の介助、外出時の移動支援を総合的にを行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障がい者等包括支援	常に介護が必要な人のなかでも介護の必要性が特に高いと認められた人に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等に、移動やそれに伴う外出先において必要な視覚的情報支援等を行います。



■事業の実績と見込み

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
居宅介護	実利用人数 (人)	47	46	45	48	50	52
	サービス量 (時間/月)	561	558	531	570	580	590
重度訪問 介護	実利用人数 (人)	2	3	2	3	3	3
	サービス量 (時間/月)	385	364	241	360	360	360
行動援護	実利用人数 (人)	0	0	0	1	1	1
	サービス量 (時間/月)	0	0	0	10	10	10
重度障害者 等包括支援	実利用人数 (人)	0	0	0	0	0	0
	サービス量 (時間/月)	0	0	0	0	0	0
同行援護	実利用人数 (人)	2	2	2	2	3	4
	サービス量 (時間/月)	9	14	21	21	30	40

ホームヘルパーやボランティアの養成等、事業所との連携強化と情報共有に取り組むとともに、事業の充実を図ります。また、介護保険で指定を受けている事業所等に必要な情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。

② 日中活動系サービス

■事業概要

事業名	内容
生活介護	介護を必要とする人に、日中において、入浴や排せつ、食事の介助等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力向上のため、必要な訓練を行います。
就労選択支援	障がいのある方の希望や能力・適性に応じて、就労先の選択への支援（就労アセスメント）を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障がいのある方の就労を支援します。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間（原則として2年以内）就労に必要な知識及び能力の向上のため、必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識、能力向上のために必要な訓練を行います。 (A型：雇用契約有、B型：雇用契約無)
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人を対象に、課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整や指導・助言等の支援を一定期間にわたり行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活の支援を行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で障がいのある方を介護している人が病気になった場合などに、短期の入所による入浴や排せつ、食事の介助等を行います。

■事業の実績と見込み

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
生活介護	実利用人数 (人)	81	81	82	82	83	84
	サービス量 (日/年)	18,050	18,047	18,661	18,216	18,432	18,648
うち、 重度障がい者	実利用人数 (人)	0	0	0	1	1	1
	サービス量 (日/年)	0	0	0	12	12	12
自立訓練 (機能訓練)	実利用人数 (人)	0	0	1	1	1	1
	サービス量 (日/年)	0	0	100	240	240	240
自立訓練 (生活訓練)	実利用人数 (人)	12	11	10	12	12	12
	サービス量 (日/年)	848	791	747	840	840	840
就労選択支援	実利用人数 (人)	—	—	—	—	7	8
	サービス量 (日/年)	—	—	—	—	98	112
就労移行支援	実利用人数 (人)	3	3	2	2	2	2
	サービス量 (日/年)	554	482	357	360	360	360
就労継続支援 (A 型)	実利用人数 (人)	3	4	3	3	5	5
	サービス量 (日/年)	750	851	617	720	1,200	1,200

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
就労継続支援 (B 型)	実利用人数 (人)	176	179	181	185	188	191
	サービス量 (日/年)	34,047	34,123	35,314	36,075	36,660	37,245
就労定着支援	実利用人数 (人)	1	0	0	1	2	3
	サービス量 (日/年)	12	0	0	12	24	36
療養介護	実利用人数 (人)	11	11	11	12	12	12
短期入所 (医療型)	実利用人数 (人)	0	0	0	1	1	1
	サービス量 (日/年)	0	0	0	84	84	84
短期入所 (福祉型)	実利用人数 (人)	27	23	23	25	25	25
	サービス量 (日/年)	871	820	826	850	850	850

障がい者相談支援事業所やサービス提供事業所及び関係機関との情報共有により、障がいの状況やニーズに応じたサービスの提供につなげます。また、生活介護、短期入所、就労支援等、ニーズが高まっている事業について、事業所等と連携しながらサービス提供可能人数を調整し、地域生活や就労への支援体制の充実を図ります。

③ 居住系サービス

■事業概要

事業名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、主に夜間や休日において、相談、入浴、排せつまたは食事の介助、その他日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、主に夜間や休日において、入浴や排せつ、食事の介助等を行います。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホームなどを利用していた障がい者で一人暮らしを開始した人に、定期的に居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、訪問・電話・メール等による随時相談対応も行います。

■事業の実績と見込み

※ () 内はうち精神障がい者の見込み

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
共同生活援助 (グループホーム)	実利用人数 (人)	56	57	53	60 (30)	62 (31)	64 (32)
施設入所支援	実利用人数 (人)	43	45	45	42	42	43
自立生活援助	実利用人数 (人)	0	0	0	1 (1)	1 (1)	1 (1)

障がいのある方の地域移行を推進するため、必要な情報提供を行い、サービス提供事業者の参入を働きかけるとともに、地域の理解を深めるための研修等を積極的に行います。

また、施設入所支援及び自立生活援助については、利用者のニーズを把握しながらサービス提供事業者と連携し、必要なサービスを利用できるよう努めます。

④相談支援サービス

■事業概要

事業名	内容
計画相談支援	自ら課題の解決やサービスの利用調整が困難な障がいのある方を対象に、障がいのある方の課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、専門的なケアマネジメントにより、きめ細かな支援を実施するサービスです。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がいのある方または精神科病院に入院している精神障がい者を対象に、住まいの確保をはじめとして地域生活に移行するための活動に関する支援を行います。
地域定着支援	障がい者支援施設や精神科病院から地域移行を行った方のうち、家族からの支援を受けられない方を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性を原因として生じた緊急の事態において、訪問、支援などを行います。

■事業の実績と見込み

※（）内はうち精神障がい者の見込み

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画相談支援	実利用人数 (人)	366	356	354	360	365	370
地域移行支援	実利用人数 (人)	0	0	0	1 (1)	1 (1)	1 (1)
地域定着支援	実利用人数 (人)	0	0	0	1 (1)	1 (1)	1 (1)

基幹相談支援センターを中心に、社会福祉課障がい福祉係、各総合支所住民課市民サービス班及び障がい者相談支援事業所において、障がいのある方やその家族等の相談支援を行うとともに、サービス利用に向けて障がい福祉サービス提供事業所との調整を図ります。

また、障がいのある方や家族等からの相談に応じて、必要な情報提供や助言を行うため、各事業所への指導・助言や人材育成への支援、連携強化等、総合的かつ専門的な相談支援体制の強化に努めます。

（２）地域生活支援事業の実績と見込み（年間）

地域生活支援事業は市町村が実施主体となり、障がいのある方が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を実施します。

① 理解促進研修・啓発事業【必須事業】

■事業概要

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障がい者等に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動を行います。

■事業の実績と見込み

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
理解促進研修・啓発事業	事業の有無	有	有	有	有	有	有

障がいのある方が日常生活や社会生活で感じている「社会的障壁」を取り除くため、地域住民が障がいへの理解を深める研修会やイベントを開催し、共生社会の実現に取り組みます。

② 自発的活動支援事業【必須事業】

■事業概要

事業名	内容
自発的活動支援事業	障がい者やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う各種活動を支援します。

■事業の実績と見込み

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自発的活動支援事業	事業の有無	有	有	有	有	有	有

③ 相談支援事業【必須事業】

■事業概要

事業名	内容
相談支援事業	【障がい者相談支援事業】 ①福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） ②社会資源を活用するための支援（各種支援施策に対する助言等） ③社会生活力を高めるための支援 ④ピアカウンセリング ⑤権利擁護のために必要な援助 ⑥専門機関の紹介 等 【基幹相談支援センター】 ①総合的、専門的な相談支援の実施 ②地域の相談支援体制強化の取り組み ③地域移行、地域定着促進の取り組み ④権利擁護、虐待の防止 【住宅入居等支援事業（居住サポート事業）】 ①入居支援 ②居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整

■事業の実績と見込み

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
相談支援事業							
ア 障がい者 相談支援事業所	か所数	2	2	2	3	3	3
イ 基幹相談 支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等 支援事業	事業の有無	有	有	有	有	有	有

相談支援については、引き続き各相談窓口において、関係機関と連携を図りながら実施します。今後は緊急時等に迅速に対応するため、相談支援事業所及びコーディネーターの体制強化に取り組みます。また、本市では相談支援事業所数・相談支援専門員数が不足していることから、関係機関と相談しながらセルフプランの導入についても調整を進めます。

さらに、住宅入居等支援事業については、公営住宅等の情報収集に努めるとともに、関係団体と連携を図りながら、障がいのある方の居住の場の確保に努めます。

④ 成年後見制度利用支援事業【必須事業】

■事業概要

事業名	内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用に要する費用のうち、申し立てに要する経費及び後見人等の報酬等の全部または一部を補助します。

■事業の実績と見込み

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度 利用支援事業	事業の有無	有	有	有	有	有	有

「喜多方市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、知的障がい者や精神障がい者等の権利擁護や意思決定支援を行うため、成年後見制度の利用促進に努めます。また、成年後見制度を必要とする方を早期発見・早期支援できるよう、地域連携ネットワーク及び中核機関の整備に取り組みます。



⑤ 成年後見制度法人後見支援事業【必須事業】

■事業概要

事業名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

■事業の実績と見込み

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度法人後見支援事業	事業の有無	無	有	有	有	有	有

関係機関と連携し、法人後見の適正実施・拡充に努めるとともに、担い手となる人材の発掘・養成を行う研修の実施等、支援体制の充実に取り組みます。

⑥ 意思疎通支援事業【必須事業】

■事業概要

事業名	内容
意思疎通支援事業	手話通訳者の派遣等、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方等とその他の者の意思疎通を支援します。

■事業の実績と見込み

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話通訳者設置事業	事業の有無	有	有	有	有	有	有
手話通訳者・要約筆記者派遣	実利用人数 (人)	8	7	7	7	7	7

手話通訳者・要約筆記者派遣について、生活のさまざまな場面で1人当たりの利用回数が増加しています。今後も手話奉仕員養成研修事業等を実施し、人材の確保・育成に取り組みます。

⑦ 日常生活用具給付等事業【必須事業】

■事業概要

事業名	内容
日常生活用具給付等事業	障がいのある方等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の利便性を向上します。

■事業の実績と見込み

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護・訓練 支援用具	件/年	1	2	3	3	3	3
自立生活 支援用具	件/年	2	5	3	3	3	3
在宅療養等 支援用具	件/年	9	9	11	9	9	9
情報・意思 疎通支援用具	件/年	7	10	6	9	9	9
排泄管理 支援用具	件/年	1,000	915	1,002	1,000	1,000	1,000
居宅生活動作 補助用具	件/年	0	1	2	2	2	2

⑧ 手話奉仕員養成研修事業【必須事業】

■事業概要

事業名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進、支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を行います。

■事業の実績と見込み

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話奉仕員 養成事業	受講者数 (人)	0	37	27	25	25	25

令和2年10月に制定した「喜多方市手話言語条例」に基づき、互いに支えあい・助けあう社会の実現を目指して、市民の手話への理解を深め、手話を使用しやすい環境を整備するため、研修会を開催し、手話奉仕員の養成に努めます。

⑨ 移動支援事業【必須事業】

■事業概要

事業名	内容
移動支援事業	ひとりで外出することが困難な場合に、外出や余暇活動の充実を目的としてヘルパーが同行し、移動中の利用者の安全を守れるように支援します。(利用者とヘルパーの移動にかかる交通費は利用者負担)

■事業の実績と見込み

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
移動支援事業	利用者数 (人)	13	15	18	15	15	15
	時間/年	695.5	900.5	738.5	800	800	800

利用ニーズが高まっており、利用者の生活状況等を踏まえ、各事業所・関係機関と連携しながら、制度の周知及び事業の充実を図ります。

⑩ 地域活動支援センター事業【必須事業】

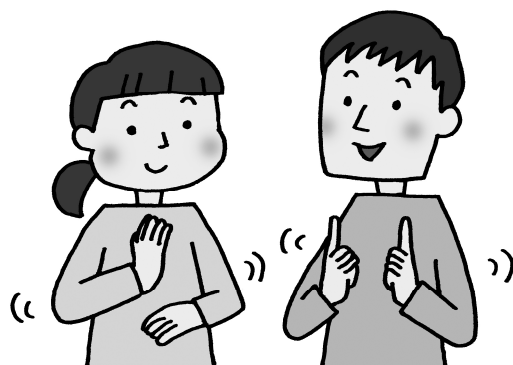
■事業概要

事業名	内容
地域活動センター事業	障がいのある方等が通い、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を提供します。

■事業の実績と見込み

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
市町村分	か所数	1	1	1	1	1	1
	利用者数 (人)	33	32	31	33	34	35
他市町村分	か所数	1	1	1	1	1	1
	利用者数 (人)	3	3	3	3	3	3

障がい者の身近な社会参加・交流の場として、必要な情報提供を行うとともに、創作的活動等の多様な活動機会を確保するため、関係機関との情報共有・連携強化に努めます。



⑪ 任意事業

■事業概要

事業名	内容
福祉ホーム事業 ※令和6年度以降は休止	社会復帰を希望し、現に住居を求めている障がいのある方に対し、低額な料金で、居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、社会復帰の促進及び自立の促進を支援します。
日中一時支援事業	障がいのある方等の日中の活動の場を確保し、障がいのある方等の家族の就労支援及び障がいのある方等を日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。
生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の方に対し、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、障がいのある方等の地域での自立した生活を支援します。
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している方及び身体障害者福祉法に基づいて設置された身体障がい者更生援護施設に入所している方に更生訓練費（教材費等）を支給します。
施設入所者就職支度金給付事業	身体障害者福祉法に基づいて設置された身体障がい者更生援護施設に入所、もしくは通所している方が訓練を終了し、または就労移行支援事業もしくは就労継続支援事業を利用し、就職等により自立する方に対し就職支度金を支給します。
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	障がい者が、スポーツを通じて心身の維持強化と積極的な社会参加の意識高揚を図り、障がいのある方の自立・共生に資するとともに、スポーツ振興事業の実施にあたり、その企画及び運営を行います。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がいのある方のために、点字、音訳等により、市広報、生活情報などを定期的に提供します。
身体障がい者自動車免許取得助成事業	身体障がい者の方が、就労や社会参加のために自動車運転免許を取得する場合、費用の一部を助成します。
身体障がい者用自動車改造費助成事業	重度身体障がいの方が、就労や社会参加のために自動車を取得し、自動車を改造する場合、改造費の一部を助成します。
訪問入浴サービス	身体障がい者の居宅を訪問し、居宅において入浴サービスの提供により、身体の清潔保持、心身機能の維持等を図ります。

■事業の実績と見込み

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
福祉ホーム 事業	か所数	1	1	1	—	—	—
※ 令和 6 年度 以降は休止	利用者数 (人)	5	4	3	—	—	—
日中一時支援 事業	か所数	7	10	10	10	10	10
	利用者数 (人)	27	24	40	35	35	35
生活サポート 事業	か所数	1	1	1	1	1	1
	利用者数 (人)	0	0	0	1	1	1
更生訓練費 給付事業	事業の有無	有	有	有	有	有	有
施設入所者 就職支度金 給付事業	事業の有無	有	有	有	有	有	有
スポーツ・レクリ エーション教室 開催等事業	事業の有無	有	有	有	有	有	有
点字・声の 広報等発行 事業	事業の有無	有	有	有	有	有	有
自動車免許 取得・改造 助成事業	事業の有無	有	有	有	有	有	有
訪問入浴 サービス事業	事業の有無	有	有	有	有	有	有

事業の周知を図るとともに、障がい者の社会参加の促進や生活の質の向上を図るため、各種事業の充実に努めます。

第5章 障がい児福祉計画

第1節 成果目標の設定

第2期計画の実施状況や、国の基本方針、県の数値目標との整合性を図りながら、令和8年度末に向けた数値目標を設定します。

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置

障がい児の障がい特性や年齢別等のニーズに応じた身近な支援を行い、今後も近隣市町村や関係機関等と連携し、地域における支援体制の強化を図ります。

項目	数値	考え方
【目標値】 児童発達支援センターの設置	2 か所	現状圏域※に2 か所ある児童発達支援センターについて、令和8年度末までに市において1 か所整備 ※会津保健福祉事務所管内

② 保育所等訪問支援の実施

保育所等を現在利用中、または今後利用する予定の障がい児が、保育所等において集団生活に適應するための専門的な支援が必要な場合に備え、「保育所等訪問支援」を継続的に提供します。

項目	数値	考え方
【目標値】 保育所等訪問支援の実施	実施	全市町村※において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築 ※会津保健福祉事務所管内

③ 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

本市では、重度の知的障がいと肢体不自由が重複している障がい児（重度心身障がい児）が利用できる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が会津保健福祉事務所管内に4か所あります。今後も近隣市町村や関係機関等と連携し、課題の整理等を行いながら、支援体制の充実を図ります。

項目	数値	考え方
【目標値】 重度心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所の確保	4 か所	現状圏域※に4か所ある児童発達支援事業所について、令和8年度末までに市において1か所整備 ※会津保健福祉事務所管内
【目標値】 重度心身障がい児を支援する 放課後等デイサービス事業所の確保	4 か所	現状圏域※に4か所ある放課後等デイサービス事業所について、令和8年度末までに市において1か所整備 ※会津保健福祉事務所管内

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場及びコーディネーターの配置

人工呼吸器を装着している障がい児や、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）が、その心身の状況に応じた保健・医療・福祉その他各関係分野の支援を円滑に受けられるよう、令和5年度本市に協議の場を設置しました。

今後も、協議の場を継続するとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターについて、近隣市町村と協議をしながら、令和8年度末までに2人の配置を目指します。

項目	数値	考え方
【目標値】 医療的ケア児支援のための 関係機関の協議の場の設置	1 か所	市において保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置
【目標値】 医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置	2 人	令和8年度末までに市において、医療的ケア児に関するコーディネーターを2人配置

第2節 障がい児福祉計画の事業展開

第2期計画の実施状況や、国の基本方針、県との整合性等を踏まえ、「第3期喜多方市障がい児福祉計画」の見込み量は以下の通りとします。

(1) 障がい児支援サービスの実績と見込み（年間）

■事業概要

サービス名	内容
児童発達支援	児童発達支援事業所等において、小学校就学前までの障がい児を対象に、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等の支援を行います。
放課後等デイサービス	児童発達支援事業所等において、学校就学中の障がい児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで、学校教育と連携し、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障がい児通所事業所等で指導経験のある児童指導員や保育士が保育所などを訪問し、障がい児や保育所のスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能障がい（肢体不自由）のある児童につき、医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関に通い、児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	訪問支援員が、障がい児の家庭を訪問し、障がい児や家族等に対して、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などの支援を行います。

■事業の実績と見込み

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
児童発達支援	実利用人数 (人)	23	25	21	25	27	30
	サービス量 (日/年)	1,380	1,494	1,212	1,500	1,620	1,800
放課後等デイサービス	実利用人数 (人)	58	60	66	70	70	70
	サービス量 (日/年)	6,785	7,060	8,208	8,750	8,750	8,750
保育所等訪問支援	実利用人数 (人)	5	8	5	8	10	12
	サービス量 (日/年)	98	120	86	144	180	216
医療型児童発達支援	実利用人数 (人)	0	0	0	1	1	1
	サービス量 (日/年)	0	0	0	12	12	12
居宅訪問型児童発達支援	実利用人数 (人)	0	0	0	1	1	1
	サービス量 (日/年)	0	0	0	12	12	12

障がい児支援については、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援ともに、利用ニーズが高まっており、必要な情報の提供に努めます。

また、障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所、医療関係者、教育関係者等の関係機関と連携し、事業の充実及び重層的な療育体制の整備に努めます。

(2) 障がい児相談支援の実績と見込み（年間）

■事業概要

サービス名	内容
障がい児相談支援	児童発達支援事業所などに通所している障がい児とその家族を対象に、生活上のさまざまな課題の解決や適正なサービスの利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細やかな相談支援を行います。

■事業の実績と見込み

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい児 相談支援	実利用人数 (人)	93	100	96	100	103	106

障がい児の家族等からの相談に応じて、必要な情報提供や助言を行うため、関係機関と連携を図りながら、相談支援を行うとともに各事業所への指導・助言や人材育成への支援、連携強化等、総合的かつ専門的な相談支援体制の強化に努めます。

また、重度心身障がい児や医療的ケア児が身近な地域にある事業所・サービスを利用できるよう、各関係機関が協議・協働し、総合的な支援体制を強化します。さらに、地域における課題の整理や資源の開発、関係機関との調整を行うため、コーディネーターの育成に取り組めます。



第6章 計画の推進にあたって

第1節 障がい福祉サービス等の円滑な提供のための方策

(1) 制度の周知

地域共生社会の実現に向けて障がい福祉制度の改革が進められています。しかし、利用者が適切なサービスを利用していくためには、制度そのものへの理解を深めていくことが必要です。

そのため、本市の広報誌やホームページ、窓口での情報提供はもとより、あらゆる機会を通じて制度の周知を図ります。また、相談支援機関や各種サービス事業所等に対して積極的な情報提供を行い、円滑な事業の実施やサービスの適切な利用を図ります。

(2) 総合的な相談支援体制の整備

障がいのある方が地域で安心して暮らしていくことができるように、相談支援機関・事業者の役割分担のもとに、地域で暮らす障がいのある方の介護や、家族などからの多様な相談に対して、きめ細かく対応できる相談支援体制の充実に今後も努めます。

(3) 障がい福祉サービス等見込み量確保の方策

サービスの見込み量を確保するため、障がい福祉サービス事業者等への情報提供、介護保険事業者への働きかけ、国の補助事業を活用した基盤整備等により、既存事業所の規模の拡大、新規事業者の参入を図ります。

また、研修の提供や喜多方市障害者施策推進協議会及び喜多方市地域自立支援協議会を活用した共通課題への対応など、関係機関と連携を図りながら、質の高いサービス提供体制の確保に努めます。

第2節 計画の推進体制

障がい福祉施策は、保健や医療、福祉、教育、就労、生活環境などをはじめ、地域住民、関係団体、サービス事業所、企業など、多くの人たちや多様な分野に関係しています。

そのため、庁内関係各課による情報共有や意見交換に努めるなど、本市の各分野間における連携と調整の強化に努めます。また、障がいのある方やその家族、関係団体、地域住民、相談支援及びサービス事業所、企業等との連携強化と広範な意見交換を図り、地域が一体となった生活支援体制の確立を図ります。

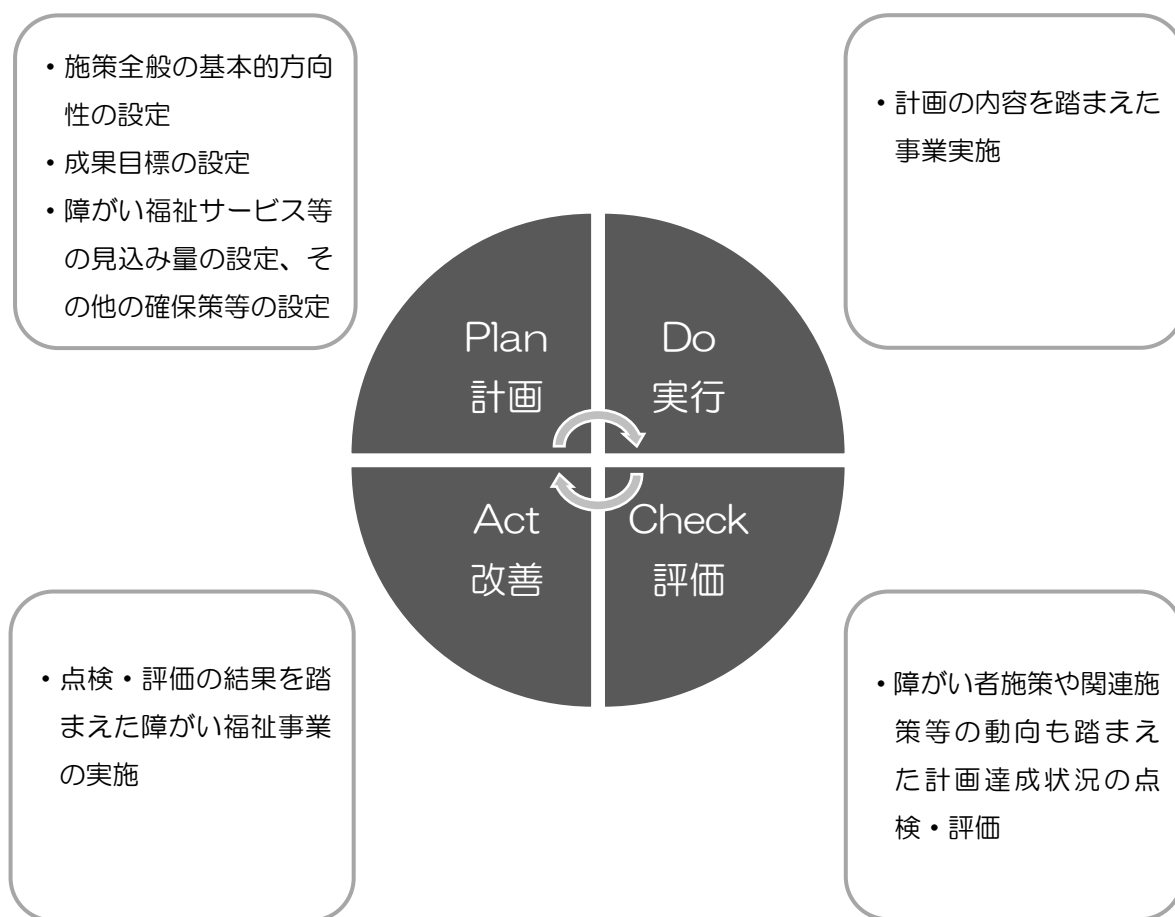
喜多方市障害者施策推進協議会及び喜多方市地域自立支援協議会においては、地域や関係機関と連携しつつ現状や課題を把握し、地域資源の開発や必要な福祉サービスの供給体制の充実を図ります。

第3節 計画の進行管理体制

本計画の推進にあたっては、計画に沿った施策の展開が円滑に行われるように進捗状況を点検し、適切な進行管理を行うほか、それぞれの事業の推進状況を把握し、事業の評価や新たな課題への対応を図ることが必要です。

計画の目標達成のために、喜多方市障害者施策推進協議会及び喜多方市地域自立支援協議会において施策の進捗状況等を把握しながら、計画の全体的な実施状況を点検して評価します。

なお、社会情勢等の変化や、新たな国・県の施策・事業の変更など、本市の障がい福祉行政に影響する動きがあったときは、計画期間中でも必要に応じて計画内容の見直しを行います。



資料編

1 計画策定の経過

年月日	内容
令和5年1月9日（月） ～1月23日（月）	アンケート調査の実施（当事者、市民、中学生）
令和5年11月10日 （金）	第1回 喜多方市地域自立支援協議会 （1）喜多方市第4次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の骨子案について （2）今後のスケジュールについて
令和5年11月24日（金）	第1回 喜多方市障害者施策推進協議会 （1）喜多方市第4次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の骨子案について （2）今後のスケジュールについて
令和5年12月18日 （月）	第2回 喜多方市地域自立支援協議会 （1）喜多方市第4次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の素案について （2）今後のスケジュールについて
令和5年12月18日 （月）	第2回 喜多方市障害者施策推進協議会 （1）喜多方市第4次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の素案について （2）今後のスケジュールについて
令和6年2月15日（木） ～2月29日（木）	パブリックコメントの実施

第7期喜多方市障がい福祉計画・第3期喜多方市障がい児福祉計画

令和6年3月

編集・発行 喜多方市保健福祉部社会福祉課

〒966-8601

福島県喜多方市字御清水東 7244-2

TEL：0241-24-5276

FAX：0241-24-5286

E-mail：syakai@city.kitakata.fukushima.jp
